

全日中新教育ビジョン

学校からの教育改革

令和2年5月策定

全日本中学校長会

全日本中学校長会綱領

われわれは校長の使命に徹し結束して中学校
教育の振興に努め、もつて国民の信託に応える

一、三に会員の総意に基づき、この綱領を定める

一、教育の中道を堅持し人間性豊かな日本国民を育成する

一、常に研鑽を積み、識見を高めて、職責を遂行する

一、教育諸条件の充実に努め、将来の展望に立つて

学校経営を推進する

一、教職員の高徳を高め、社会的地位の向上に努める

一、世界の教育者と提携し、人類の平和と進歩に貢献する

昭和五十二年五月二十六日制定

はじめに

全日本中学校長会は、全国の公立中学校において、校長が教育改革推進の当事者として、学校経営方針等の策定、教育課程の編成・実施等に取り組む際に、指針となることを願い、平成21年に「全日中教育ビジョン ― 学校からの教育改革」を策定・公表しました。

それから10年が経過し、この間、社会情勢や中学校教育を取り巻く状況は大きく変化しました。社会や経済におけるグローバル化や情報化が大きく進展し、多様性や利便性をもたらし、私たちのライフスタイルにも大きな変化をもたらしました。また、都市化・過疎化の進行、核家族化やひとり親家庭の増加などの家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化は、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化をもたらしました。

令和3年度に全面実施を控えた新学習指導要領においては、変化の激しい予測困難な時代であっても、子供たちが予測できない変化に対し、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮して未来社会を創り出す「生きる力」としての資質・能力を育むことが求められています。一方で、いじめや暴力等の問題行動の発生、不登校生徒の増加などが見られ、その要因は多様化、複雑化しています。また、情報化の進展に伴い、様々な情報が氾濫する中、薬害による健康被害やネット犯罪において中学生が加害者や被害者になるなどの新たな課題も生じています。併せて、特別な支援を必要とする生徒は、年々増加傾向にあり、グローバル化による人の流動により、日本語指導を必要とする生徒も増加傾向にあり、生徒一人一人のニーズに応じた教育の充実が求められています。このように課題が山積する状況にあっても、教員が新たな教育課題に立ち向かい、教員としての職務を確実に遂行していくためには、学校における働き方改革を推進し、教員が生徒と向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人がもっている力を高め發揮できる環境を構築する必要があります。しかし、学校に課せられた使命と学校を取り巻く課題は、質的にも量的にも既に学校教育だけで対応することは、極めて困難な状況に至っています。

このような困難な状況にあっても、私たち校長は、未来社会の担い手である生徒を育てるために立ち止まることはできません。教育改革を推進し、よりよい学校教育がよりよい社会を創るという教育の目標を社会と共有し、学校を核とした社会総がかりで教育課題に取り組む場を創り出していかななくてはなりません。そのためには、校長が、自らの言葉で自身のビジョンを学校内外に伝える必要があります。その際に本ビジョンが全国の会員の皆様の参考となるとともに一つの指針となることを願って策定いたしました。

令和2年5月 全日本中学校長会

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	5
(1) 全日中教育ビジョン策定の理念	6
(2) 全日中教育ビジョン改訂の経緯	6
(3) 全日中新教育ビジョンの策定	7
全日中新教育ビジョン体系図	9
第2章 取組の方向	11
取組の方向1	
「確かな学力」の育成と生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実	12
取組の方向2	
道徳科を核とする道徳教育の充実	18
取組の方向3	
自分の生き方を見いだすキャリア教育の推進	21
取組の方向4	
社会を生き抜く力と豊かな心を育てる体験活動の充実	25
取組の方向5	
多様な視点からのスポーツ教育の推進と感性や想像力、創造性を育成する 芸術教育の推進	29
取組の方向6	
生涯にわたり健康で安全に過ごすための資質・能力を育む 健康教育・安全教育の充実	34
取組の方向7	
学校と社会の相互連携・協働を促進し、「生きる力」を身に付けさせるための 教育課程の編成	42

取組の方向 8	
生徒一人一人が安心して過ごすことのできる学校の実現……………	45
取組の方向 9	
教員が笑顔になり、その先にいる子供たちも笑顔になれる学校における 働き方改革の推進……………	50
取組の方向 10	
家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実……………	54
第3章 10の提言 ……………	59
提言 1 確かな学力……………	61
提言 2 道徳教育……………	61
提言 3 キャリア教育……………	62
提言 4 体験活動……………	62
提言 5 スポーツ教育・芸術教育……………	62
提言 6 健康教育・安全教育……………	63
提言 7 社会に開かれた教育課程……………	64
提言 8 いじめ防止……………	64
提言 9 働き方改革……………	65
提言 10 連携・協働……………	65
第4章 新会員の皆様へ ……………	67
おわりに ……………	70
参考資料 ……………	71

全日本中学校長会 総会



北海道地区大会 (第61回北海道中学校長会研究大会 空知・岩見沢大会)



第 1 章

基本的な考え方

(1) 全日中教育ビジョン策定の理念

- 「全日中教育ビジョン ― 学校からの教育改革」は、全国の公立中学校において学校経営方針等の策定や教育活動を計画・実施するに際し、その指針となることを願って策定されました。
- ビジョンを策定するにあたって、平成 20 年 10 月 30 日に開催された第 59 回全日本中学校長会研究協議会宮崎大会においてビジョンの素案が提案されました。
- 策定作業において、特に平成 21 年度は、5 月に開催した第 1 回理事会において、第 1 次案を提示するとともに、全国の会員から意見聴取を実施し、7 月に開催した第 2 回理事会において、聴取した意見を反映させた第 2 次案を提示するなど、その作業は精力的に進められました。
- 素案作成から最終版を提示するまでの約 2 年間にわたる策定作業を経て、平成 21 年 10 月 29 日、第 60 回全日本中学校長会研究協議会福島大会において、「全日中教育ビジョン ― 学校からの教育改革」が策定、提示されました。
- ビジョンの巻頭で、当時の第 33 代全日本中学校長会長岩瀬正司先生は、「こうして、何ものでもない、学校の最高責任者である校長自身による教育改革、学校改革の指針ができあがりました。」と述べています。
- このビジョン策定の理念を踏まえ、各都道府県において、各校長会の活動方針や研究方針に全日中教育ビジョンを位置付けた活動が展開され、各地区研究大会や全日中研究協議会等において優れた実践が数多く報告されました。

(2) 全日中教育ビジョン改訂の経緯

- 全日中教育ビジョンの第 3 章には、「全日本中学校長会からの 10 の提言」として、全日中が今後 3 年以内をめどに取り組むべき具体的目標が示されました。全日中教育ビジョン策定から 3 年の間には、公立高等学校授業料無償化（平成 22 年 4 月）、大津市中 2 いじめ自殺事件（平成 23 年 10 月）、現行学習指導要領の全面实施（平成 24 年 4 月）、いじめの実態についての全国調査（平成 24 年 7 月）など、中学校教育を巡る様々な動きがありました。そして、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発災したのもこの間のことでした。このような中学校教育を取り巻く情勢の変化と 3 年間の取組状況を踏まえ、平成 24 年度に 1 年間をかけて第 3 章を中心に改訂が行われ、平成 25 年 3 月に全日中教育ビジョン改訂版が策定されました。
- その後、改訂された全日中教育ビジョンは、最初のビジョンと同様に、各都道府県中学校長会において、活動方針や研究方針に明確に位置付けられ、各中学校の学校経営方針や教育活動の指針としての役割を果たしてきました。
- 改訂版の策定から 3 年が経過した平成 27 年度に 3 年間の取組状況を踏まえ、2 度目の改訂が行われました。この間にも教育再生実行会議の諸提言（平成 25 年 2 月他）、第 2 期教育振興基本計画の策定（平成 25 年 6 月）、いじめ防止対策推進法成立（平成 25 年 6 月）、道徳に係る教育課程の改善等についての答申（平成 26 年 10 月）、選挙権年齢の 20 歳以上から 18 歳以上への引き下げ（平成 27 年 6 月）、いじめの状況等に係る全国調査の再調査実施を通知（平成 27 年 8 月）、チームとしての学校の在り方と今後の改善方策についての答申（平成 27 年 12 月）など、教育を巡る様々な動きがありました。また、社会や経済のグローバル化が急速に進展し、情報通信技術も驚くほどのスピードで進化するなど、学校を取り巻く環境も大きな変化を続けています。

前回改訂と同様、教育を巡る動向や社会の変化等を踏まえるとともに、中学校に課せられた使命を果たすために、全国の会員の英知を集め、改訂を行い、平成28年3月に全日中教育ビジョン改訂版（2訂）を策定しました。

- 「10の提言」は、今後3年間をめどに取り組むべき具体的目標として策定したことを踏まえ、これまで3年ごとに2度にわたり、全日中教育ビジョンを改訂してきました。その結果、改訂までの3年間における教育を巡る状況の変化や社会情勢等の変化を反映させることにより、全日中教育ビジョンに適時性をもたせることができました。一方で、提言の中には、実現するまで3年以上の時間を要する内容も含まれ、改訂にあたっては提言の内容が改訂前と変わらない状況が見られました。このことを踏まえ、3度目の全日中教育ビジョンの改訂の時期を迎え、今後の改訂の時期及びビジョンの核である「10の提言」の在り方について、平成29年度に総務部で検討することになりました。

（3）全日中新教育ビジョンの策定

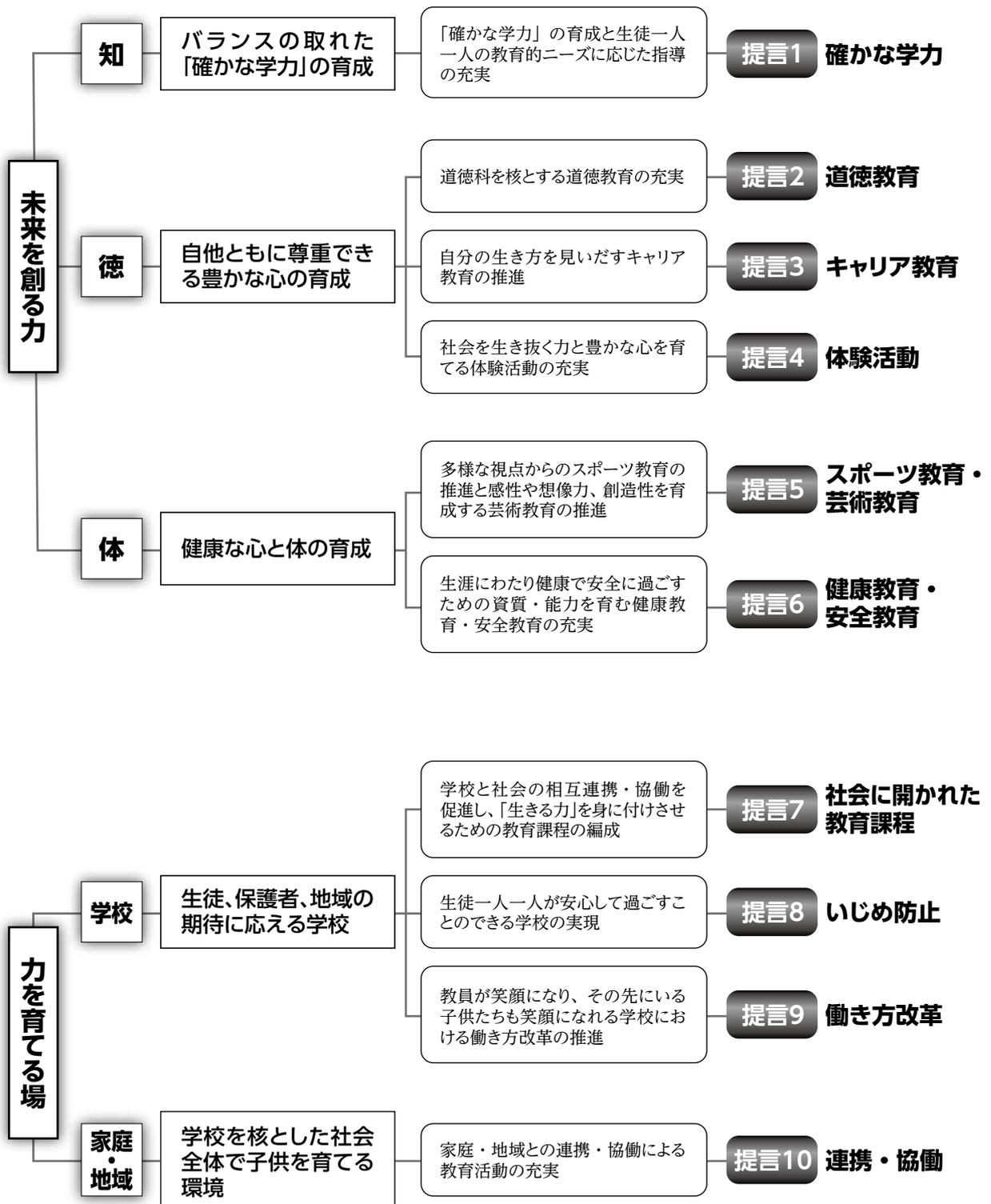
- 検討の結果、令和3年度に新学習指導要領が全面実施されることを踏まえ、次のように改訂等に関する方向性を取りまとめました。
 - ・新学習指導要領の理念を学校が具現化するとともに学校からの教育改革を一層推進するため改訂ではなく、新たな全日中教育ビジョン（全日中新教育ビジョン）を策定する。
 - ・学校における教育活動の基盤である学習指導要領が、ほぼ10年間隔で改訂されていることから、全日中教育ビジョンの策定（改訂）も10年間隔で行う。
 - ・変化の激しい時代にあって、教育を巡る状況も大きく変化していくことを考え、大きな変化があった場合には、10年を待たずに部分改訂を行う。
 - ・策定から5年が経過した時点で全日中教育ビジョンの進捗状況を確認するとともに成果検証を行い、必要に応じて改訂する。
 - ・全日中教育ビジョンの核となる「10の提言」の内容については、5年から10年をめどに学校が取り組む中・長期的な目標とする。
 - ・中・長期目標を実現するため、各学校が具体的な方策を検討して、学校経営方針等に反映させることができるように、全日中教育ビジョンには、指針としての役割を一層もたせる。
 - ・研究協議会等では、中・長期目標である全日中教育ビジョンに基づいて各学校が実施した教育活動や工夫した内容等について協議することにより、実践を深化させるとともに優れた実践の普及を図る。
 - ・全日中教育ビジョンは、分かりやすいように「10の提言」の体系化を図る。

この改訂等に関する方向性は、平成30年度第1回理事会において、策定スケジュールとともに提案され、承認を得ました。
- 全日中新教育ビジョン策定にあたっては、次のような考えに基づき、内容を整理し、体系化を図りました。
 - ・生徒が、これからの時代をたくましく生きるとともに、未来を創る力を身に付けるためには、知・徳・体をバランスよく育むことが大切である。
 - ・バランスのとれた知・徳・体の育成は、いつの時代にあっても変わらない日本における教育の

根幹をなす不易の部分である。

- ・このことを踏まえ、全日中新教育ビジョンにおいても知・徳・体を「未来を創る力」と位置付け、バランスよく育むことを目指す。
 - ・知・徳・体を育む場は学校だけではない。家庭、地域を含めた社会全体が子供たちにとって学びの場となるべきである。また、社会全体が学びの場となるためには、教職員、保護者をはじめ、全ての大人が子供たちの成長に対して責任をもつ必要がある。
 - ・このことを踏まえて、全日中新教育ビジョンにおいても、学校、家庭、地域を「未来を創る力を育てる場」として位置付け、学びの場の充実を図る。
- 全日中新教育ビジョンの構成については、特に新任校長が、学校経営方針、学校経営計画等を策定する際に指針となるように、第2章は次のように取りまとめました。
- ・取組の方向 未来を創る力を身に付けさせたり、学びの場を充実させたりするために学校で推進すべき取組の方向を示す。
 - ・現状と課題 取組に関する現状と課題を根拠資料やデータに基づき示す。
 - ・取組の必要性 現状と課題を踏まえ、取組の必要性について分かりやすい表現で示す。
- 第3章では、第2章で示した取組の方向に基づき、「10の提言」として、学校が取り組むべき具体的な目標と目標実現のための事項を示しました。
- 以上の考えに基づき策定した全日中新教育ビジョンは、次のページの体系図のとおりです。

全日中新教育ビジョン体系図



東北地区大会（第69回東北地区中学校長会研究協議会 秋田大会）



関東甲信越地区大会（兼 第70回全日本中学校長会研究協議会 群馬大会）



第 2 章

取組の方向

取組の方向1 「確かな学力」の育成と生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

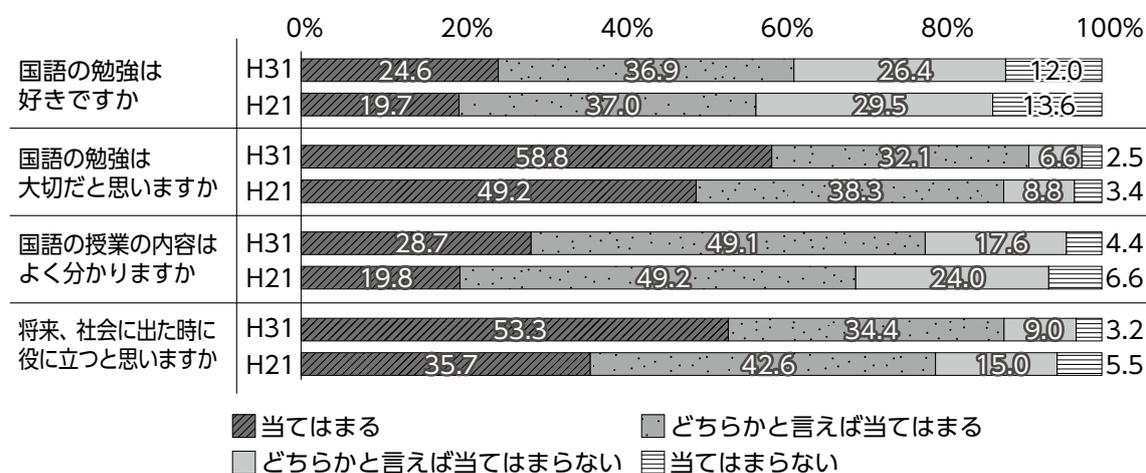
現状と課題

- 全国学力・学習状況調査の結果によれば、国語の勉強を好きと答えている生徒の割合は、確実に増加しており、数学においても同様の結果が見られる。また、国語の学習が大切である、学習したことが社会に出て役立つと考えている生徒の割合も増加しており、数学においても同様の結果が見られる。指導にあたって、生徒一人一人の特性に応じた指導の充実を図るとともに、生徒の良い点に着目して評価する取組が確実に推進されている。
- 一方で、文章の構成や展開・表現の仕方について根拠を明確にして、自分の考えをもつことや文章の展開に即して情報を整理して内容を捉えることに課題があり、話合いの話題や方向を捉えることはできているが、それらを踏まえて自分の考えをもつことにも課題がある。また、資料の中から根拠となる情報を取り出して正確に書くことはできているが、自分の伝えたいことを根拠として読み手に分かりやすいように書くことにも課題がある。数学においては、結論が成り立つための前提を考え、新たな事柄を見だし、説明することや事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することに課題がある。また、データの分布の傾向を読み取り、判断することを通して、統計的に問題解決することにも課題がある。
- PISA2018の調査結果によれば、科学的リテラシー、数学的リテラシーの分野において、日本は国際的に見ると引き続き平均得点が高い上位グループに位置している。しかし、読解力においてレベル5または6の高学力層に達している生徒は10.3%であり、16.7%の生徒が基礎的習熟度レベル（レベル2）に達しておらず、文章で表された情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるようにすることや自分の考えを説明すること、複数の情報を取り出して整理し、それぞれの関係を考察しながら解答することに課題がある。
- 英語に関しては、教育振興基本計画に掲げた目標50%には至っていないが、CEFR A1レベル相当以上の英語力を有する生徒の割合は年々増加している。また、英語担当教員の英語力も年々向上している。全国学力・学習状況調査の結果によれば、書くこと、話すことのどちらにおいても、問われていることが分かれば、自分の考えなどをなんとか伝えようとする粘り強さや意欲が見られる。一方で、基本的な語や文法事項等の知識を活用することに課題があり、話すことについては全体的に課題が多く、特に即興でやり取りすることに課題がある。
- 特別支援学級数と生徒数は、年々増加傾向にある。また、通常の学級における発達障害のある生徒、またはあると思われる生徒が相当数在籍している。しかし、通常の学級における対応は、学級担任または教科担任による個別の配慮にゆだねられている現状がある。
- また、グローバル化による人の流動により、日本語で日常会話が十分にできない生徒や日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている日本語指導が必要な生徒が増加している。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を抑止するため、学校の臨時休業期間が長期化したことにより、子供たちに対する学習の保障等が大きな課題となっている。

取組の必要性

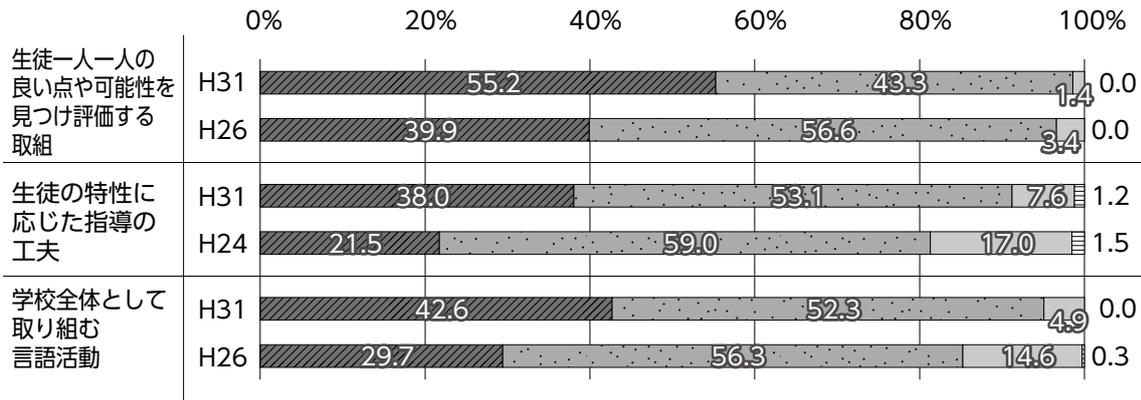
- 全日中の教育課程に関する調査では、各学校における教育活動の中でも基礎的・基本的な知識及び技能の習得に関する指導が、最も順調に進んでおり（81.6%）、全国学力・学習状況調査においても、我が国全体の学力の底上げが図られている状況が見られる。一方で、身に付けた知識・技能を活用したり、必要な情報を取り出したりして、自分の考えを構成し、発信することに課題がある。
- これからの予測困難な時代にあっても、変化をチャンスに変え、多様な価値観をもつ人々との協働により、新たな価値を創造していくためには、「主体的・対話的で深い学び」により、「確かな学力」を身に付けさせる必要がある。
- また、このことを実現させるためには、学びの基盤となる読解力を含めた言語能力と膨大な情報の中から必要な情報を取り出し、自らの考えを構成するための情報活用能力の育成も重要である。全日中の調査によれば、多くの学校が言語活動の充実に取り組んでいることから研究協議会等をとおして優れた実践を普及するなど、一層の充実を図る必要がある。
- 多様な価値観をもつ人々と協働していくためには、国際共通語としての4技能のバランスのとれた英語力向上を図るとともにコミュニケーション能力の向上を図る必要がある。
- 特別な支援を必要とする生徒は増加傾向にあるが、生徒一人一人の自立と社会参加を推進するには、一人一人の障害の状態や発達に応じた指導や支援を一層充実させるとともに組織的・継続的な指導体制を構築する必要がある。また、通常の学級においても、障害のある生徒が在籍していることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるような指導の工夫と指導体制の構築が必要である。
- 外国にルーツをもつ生徒に対しても、生徒一人一人が日本語の能力に応じた支援を受け、学校生活において、学習や生活の基盤を築けるような指導体制の構築が必要である。
- 長期化した臨時休業期間に伴う学習の保障等のため、ICTを活用したオンライン授業等が提唱されている。しかし、学校及び家庭におけるICT環境が十分整っていないため、地域間等の格差が生じている。全ての子供たちにICTを活用した学習を保障するため、ICT環境の整備について関係諸機関に対して強く働きかけていく必要がある。

学習に対する興味・関心や授業の理解度等（国語）



全国学力・学習状況調査（文部科学省）より

指導・評価等



よく行った

 どちらかといえば、行った

 あまり行っていない

 全く行っていない

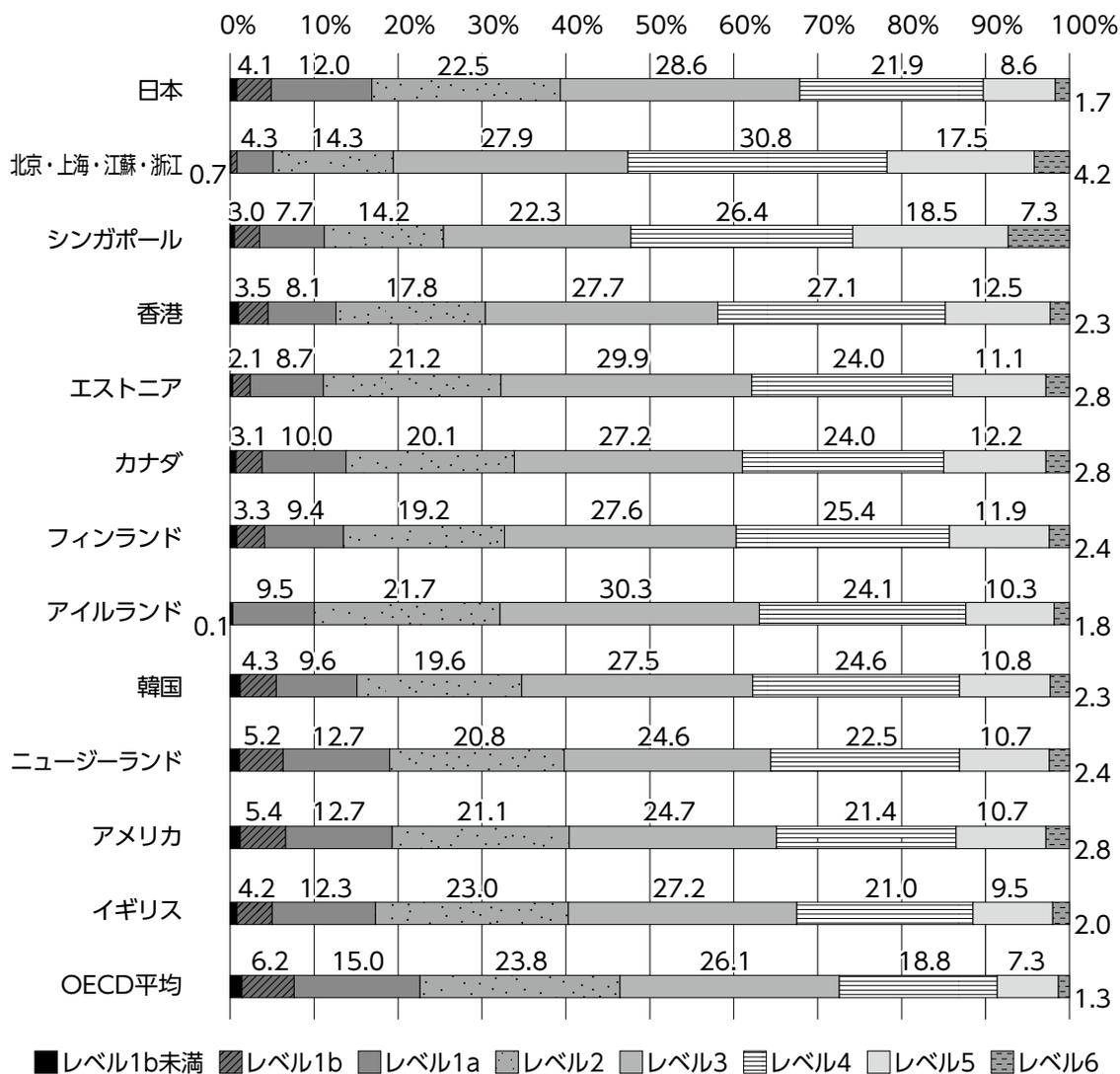
全国学力・学習状況調査（文部科学省）より

2018年 OECD 調査における平均得点の国際比較

科学的リテラシー		平均得点	読解力		平均得点	数学的リテラシー		平均得点
1	北京・上海・江蘇・浙江	590	1	北京・上海・江蘇・浙江	555	1	北京・上海・江蘇・浙江	591
2	シンガポール	551	2	シンガポール	549	2	シンガポール	569
3	マカオ	544	3	マカオ	525	3	マカオ	558
4	エストニア	530	4	香港	524	4	香港	551
5	日本	529	5	エストニア	523	5	台湾	531
6	フィンランド	522	6	カナダ	520	6	日本	527
7	韓国	519	7	フィンランド	520	7	韓国	526
8	カナダ	518	8	アイルランド	518	8	エストニア	523
9	香港	517	9	韓国	514	9	オランダ	519
10	台湾	516	10	ポーランド	512	10	ポーランド	516
			11	スウェーデン	506	※グレーの網掛けは 非 OECD 加盟国・地域		
			12	ニュージーランド	506			
			13	アメリカ	505			
			14	イギリス	504			
			15	日本	504			

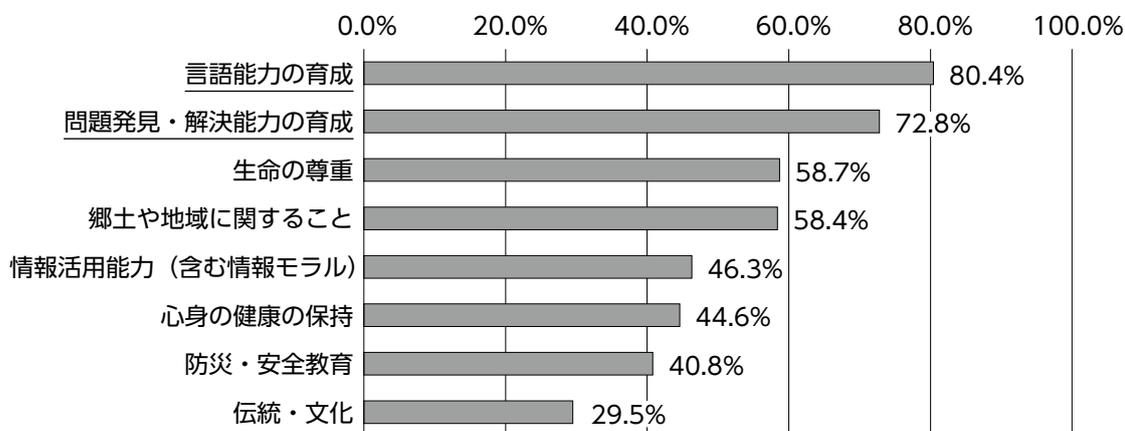
OECD 生徒の学習到達度調査（PISA2018）より

読解力における習熟度レベル別の生徒の割合



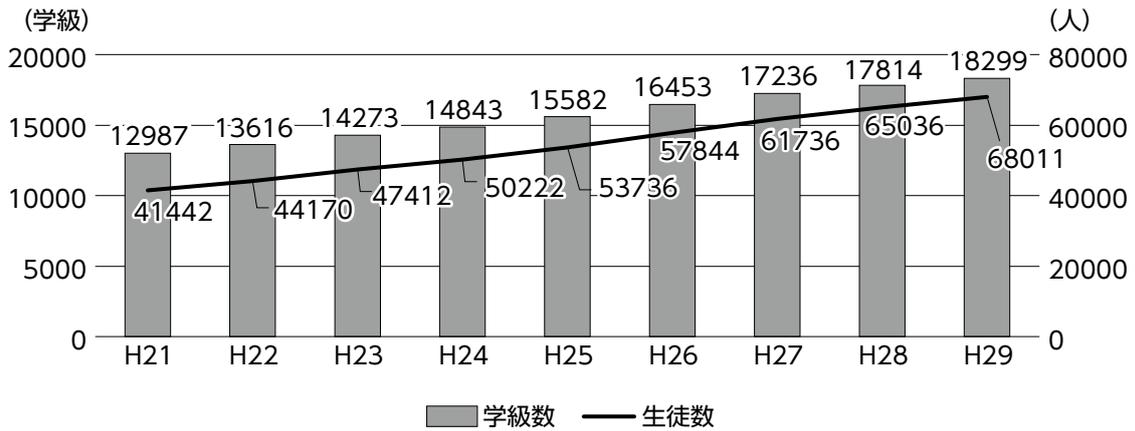
OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA2018) より

学校で重点的に取り上げている内容の割合 (複数回答)



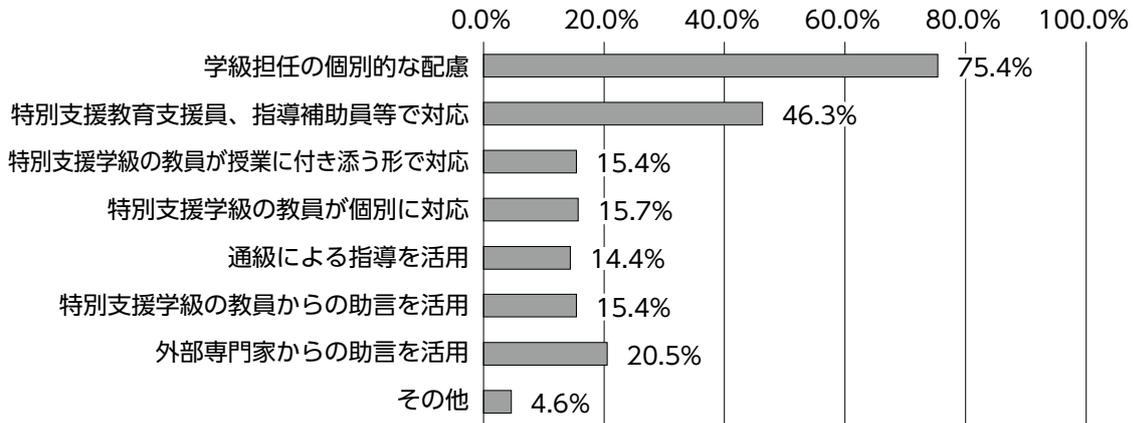
平成30年度調査研究報告書 (全日本中学校長会) より

特別支援学級数と生徒数の推移—公立—



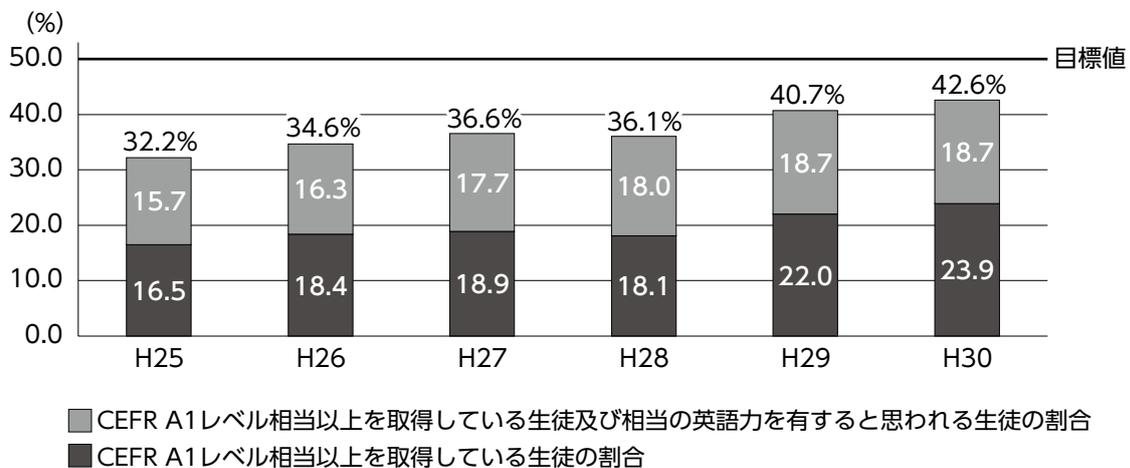
特別支援教育資料（文部科学省）より

障害のある生徒に対する支援の状況



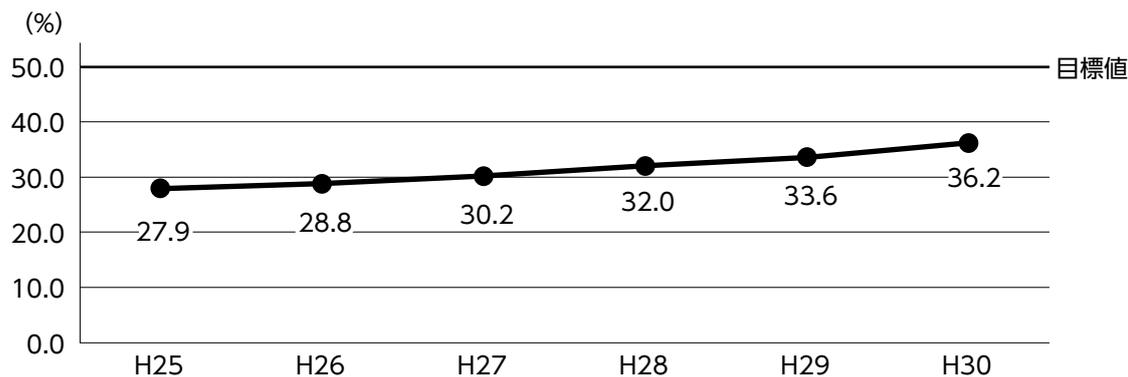
平成30年度調査研究報告書（全日本中学校長会）より

生徒の英語力



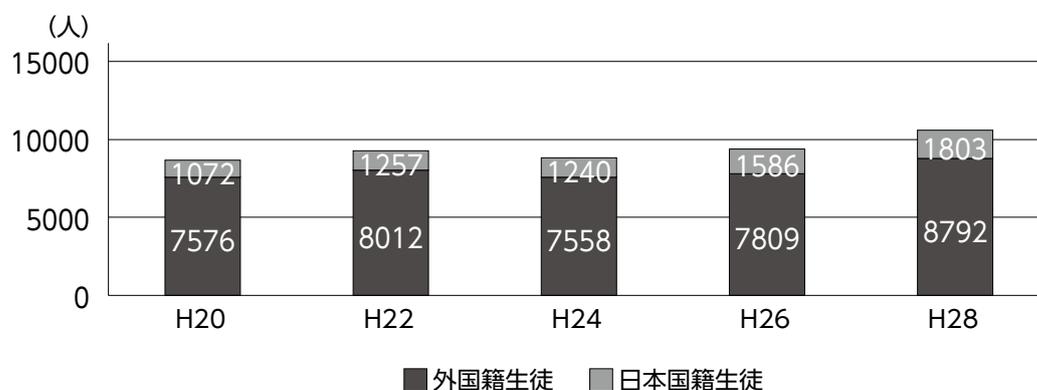
英語教育実施状況調査 中学校（文部科学省）より

英語担当教師のうち、CEFR B2 レベル以上を取得している教員の割合



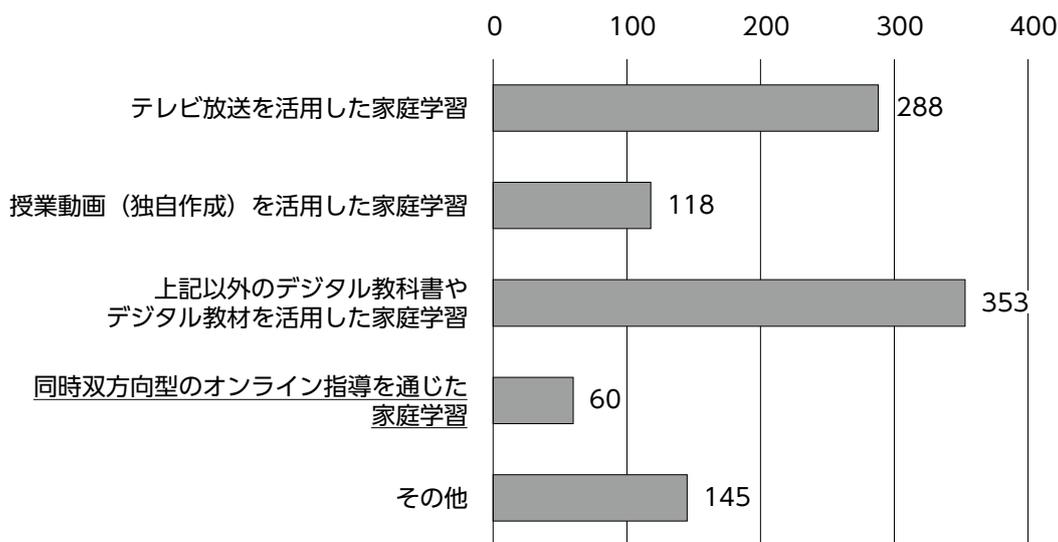
英語教育実施状況調査 中学校 (文部科学省) より

中学校における日本語指導が必要な生徒数



日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (文部科学省) より

臨時休業中の家庭学習 (単位: 設置者数)



新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に関連した公立小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等における学習指導の取組状況調査 (文部科学省) より
 ※ 4月16日正午時点で臨時休業を実施した設置者数 1,213

取組の方向2 道徳科を核とする道徳教育の充実

現状と課題

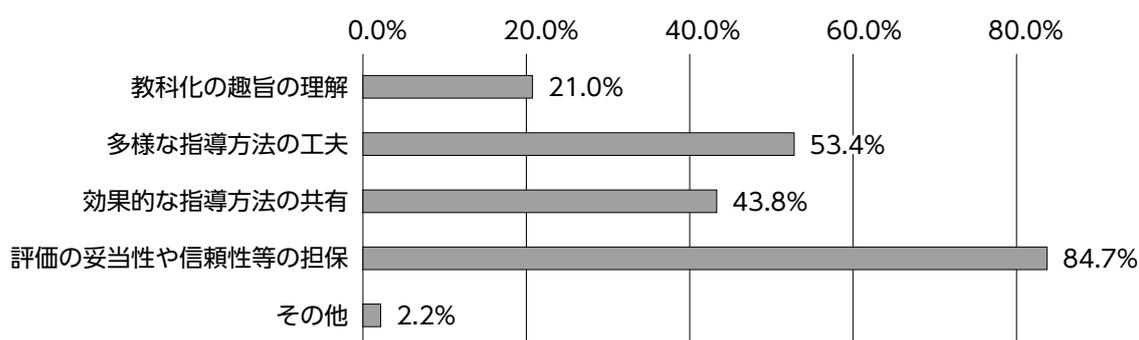
- 道徳教育は、学校教育全体を通じて行うものとして、戦後一貫して進められてきた。昭和33年の学習指導要領改訂において、小学校及び中学校における各学年週1時間の「道徳の時間」が設置され、各教科等における道徳教育を補充、深化、統合するものとして位置付けられた。
- 平成20年に改訂された学習指導要領においては、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」と明記された。
- このことを踏まえ、学校やそれを支える教育委員会の努力により、道徳教育の取組が大きく改善され、生徒の規範意識等に改善の状況が見られる一方で、次のような課題が指摘された。(道徳教育の充実に関する懇談会 H25.12.26)
 - ・いまだに、道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
 - ・道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない。
 - ・教員の指導力が十分ではなく、子供たちに十分な学びがなされていない。
 - ・他教科に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられているのではないか。
 - ・指導方法が、単に読み物の登場人物の心情を理解させるだけになっている。
- これらの道徳教育に関する課題とともに、大きな社会問題となっているいじめ防止の観点や社会状況の変化を踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会において、指導内容、指導方法、教育課程上の位置付け等も含めた道徳教育の抜本的な改善の方向性が提言として示された。
- 中央教育審議会は、文部科学大臣からの諮問を受け、上記の提言も踏まえつつ、平成26年10月に道徳の時間を「特別の教科 道徳」として教育課程に教科として位置付ける「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」を取りまとめた。
- この答申を踏まえ、中学校においては、新学習指導要領の全面実施に先行して、平成31年4月から「特別の教科 道徳」が実施されることとなった。
- 「特別の教科 道徳」の実施の前年に公表された「平成30年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」では、各学校が、道徳教育の充実に関して、様々な課題や困難を感じていることが明らかになった。

取組の必要性

- 変化が激しく、予測困難と言われるこれからの時代にあって、子供たちが、たくましく生きていくためには、様々な課題に向き合って、自分自身で考え、他者と協働しながら、よりよい解決策を生み出していく力が求められる。
- また、子供たちが、自分自身の人生を豊かなものにし、よりよい社会を創造していくためには、子供たちに人間の根本的な在り方に関する理解を深めさせながら、社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやりや弱者へのいたわりなどの豊かな心を育てていく必要がある。

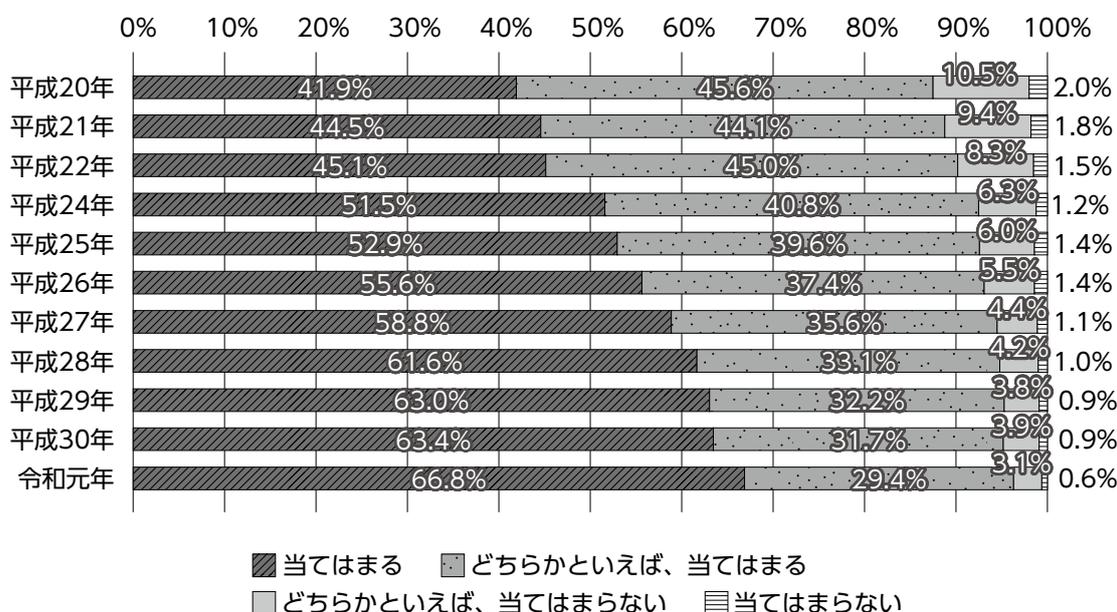
- そのため、「道徳科」を学校における道徳教育の核として位置付け、道徳教育の目標を実現するために、ローテーションによる道徳授業など教員の指導力向上や指導方法の改善等に努めなくてはならない。
- また、道徳教育の目標を実現するためには、家庭との連携は必要不可欠であり、社会全体が道徳教育に関心をもつとともに、大人が人間としての在り方を範として示していくことが求められる。

「特別の教科 道徳」に関する課題や困難を感じること



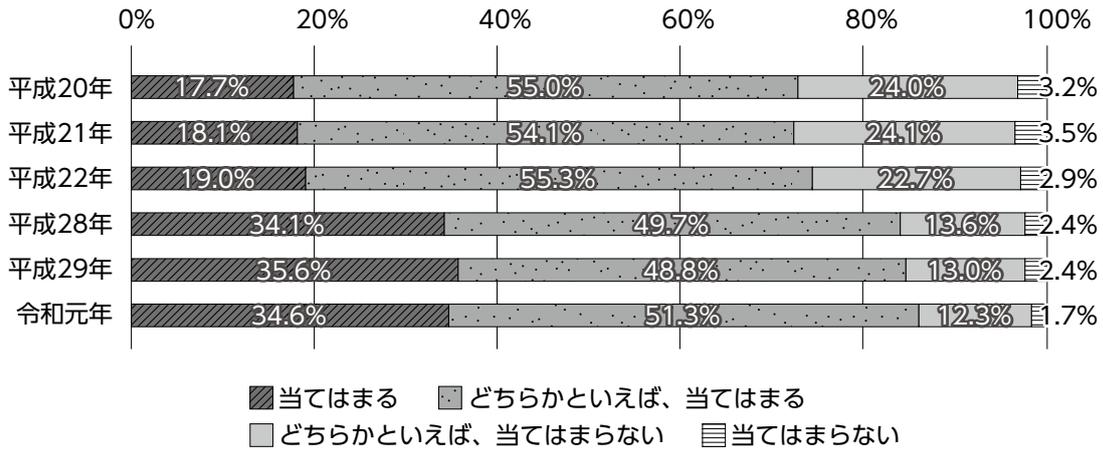
平成30年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（文部科学省）より

学校の規則を守っていますか



全国学力・学習状況調査（文部科学省）より

人が困っている時、進んで助けていますか



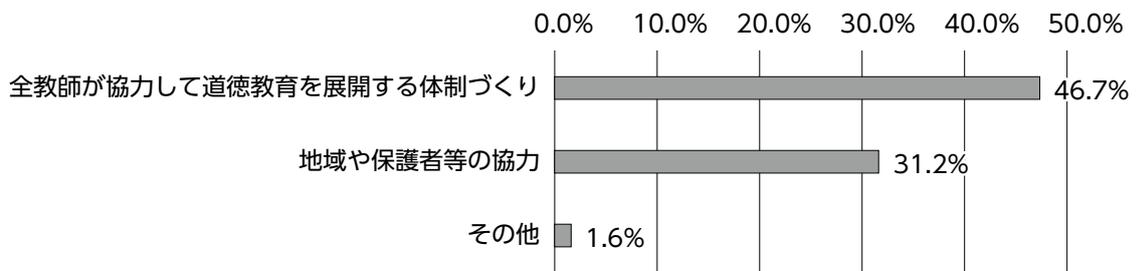
全国学力・学習状況調査（文部科学省）より

ローテーションによる道徳授業



平成30年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（文部科学省）より

道徳教育全般に関する課題や困難を感じること



平成30年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（文部科学省）より

取組の方向3 自分の生き方を見いだすキャリア教育の推進

現状と課題

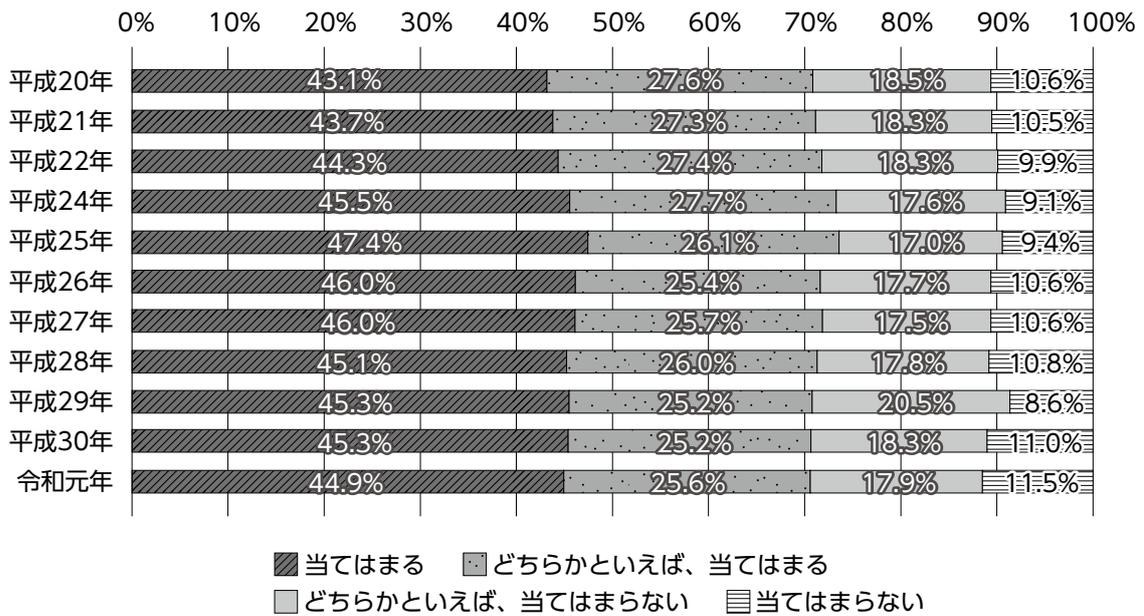
- 情報化、グローバル化、少子高齢化等、社会環境が大きく変化することに伴い、雇用の多様化・流動化が生じ、子供たち自らの将来の捉え方にも大きな変化が生じてきている。一方で、子供たちの勤労観や職業観の確立における遅れが指摘され、社会的・職業的自立に課題が生じている。
- 平成11年12月に中央教育審議会に取りまとめられた「初等中等教育と高等教育の接続の改善について（答申）」において、初めて「キャリア教育」という用語が登場して以来、政府、地方自治体、教育界、産業界が一体となり、子供たちのキャリア形成を促し、若者が社会的・職業的に自立するための取組が行われてきた。
- また、平成18年12月に改正された教育基本法第2条第2項には「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が規定され、義務教育の目的について規定した同法第5条第2項では「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」と定められた。
- 翌年、改正された学校教育法においては、教育基本法を踏まえ、第21条（義務教育の目標）において、第1項「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、第4項「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと」、第10項「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」が定められた。
- この法改正を踏まえ、平成20年3月に公示された学習指導要領には、随所にキャリア教育が目指す目標や内容が盛り込まれている。しかし、キャリア教育を「新しい教育活動を指すものではない」としてきたことにより、学校現場においては進路を選択することに重点が置かれていると解釈されるとともに、体験的な学習を通じた勤労観・職業観の育成にのみ焦点が絞られてしまい、社会的・職業的自立のために必要な能力の育成がやや軽視されてしまうという課題が生じた。
- これらの課題を解決するとともに、人々の生涯にわたるキャリア形成を支援するため、幼児期から高等教育に至るまで体系的なキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育成することを目指し、平成23年1月に中央教育審議会において、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」が取りまとめられた。答申においては、キャリア教育を充実・推進するため、具体的な充実方策や各学校段階における指導のポイント、地域・社会、産業界との連携等について言及されている。また、キャリア教育において育成する能力の内容を「人間関係・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つに整理した基礎的・汎用的能力として示された。

- 全国学力・学習状況調査によれば、キャリアプランニングの入口にあたる「将来の夢や目標を持っていますか」の設問に対し、5割弱の子供たちが「当てはまる」と答えている一方で、3割近くの子供たちが夢や目標をもてないでいる。
- 労働力調査（総務省）によれば、若者の完全失業率は年々低下し、正規雇用が増加傾向にあるものの平成30年度には、非正規雇用者数が正規雇用者数を上回った。
- 厚生労働省の平成30年度の調査によれば、新規学卒就職者の早期離職率は、依然として高いことが分かる。中学卒で6割、高校卒で4割弱、大学卒で3割が、就職後3年以内で離職している。離職理由を見ると、キャリア教育で育成を目指している基礎的・汎用的能力が十分身に付いていないと推察できる。

取組の必要性

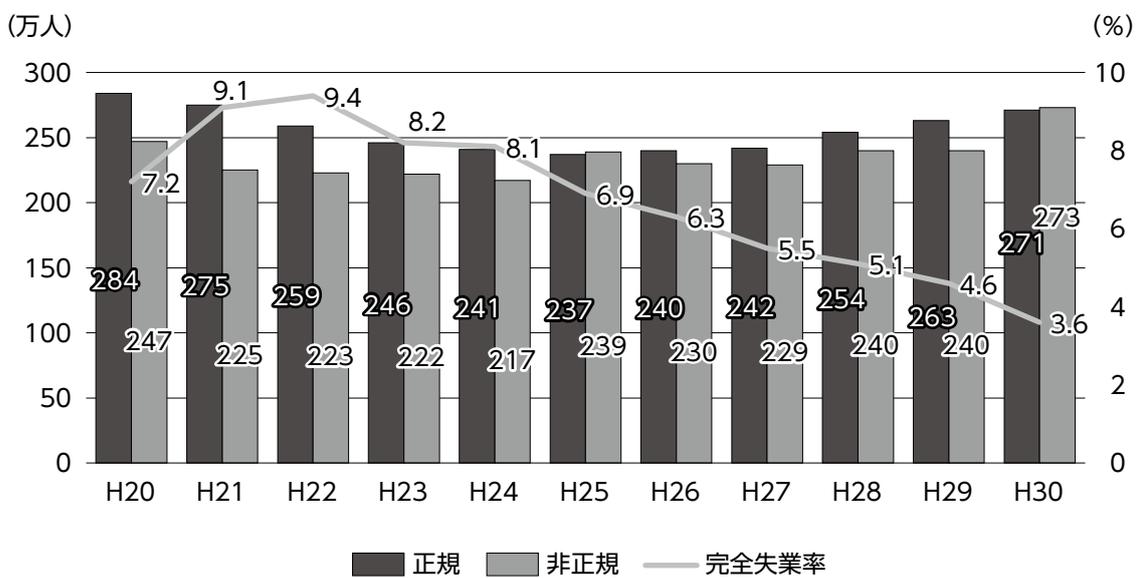
- 子供たちが、社会人、職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育成し、キャリア発達を促すキャリア教育は、今後ますます重要になってくる。また、キャリア教育の実施にあたっては、社会や職業に関わる現場における体験的な学習の機会を設け、子供たちに自分自身と社会の仕組みなどについて多様な気づきや発見を得させることが重要である。このことが、子供たちが基礎的・汎用的能力を獲得することにつながる。
- また、子供たちのキャリアが段階を追って発達していくことを踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで系統的にキャリア教育を進めることが必要である。初等中等教育の中間に位置する中学校教育においては、小学校及び高等学校におけるキャリア教育における指導内容等を踏まえ、中学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにし、キャリア教育を展開していく必要がある。
- 併せて、中学校における進路指導が、中学校卒業後の進路選択だけに止まることなく、将来の職業生活を考えた上で、子供たち一人一人の将来を十分に見据えたものとなるように質的転換を図る必要がある。

将来の夢や目標をもっていますか



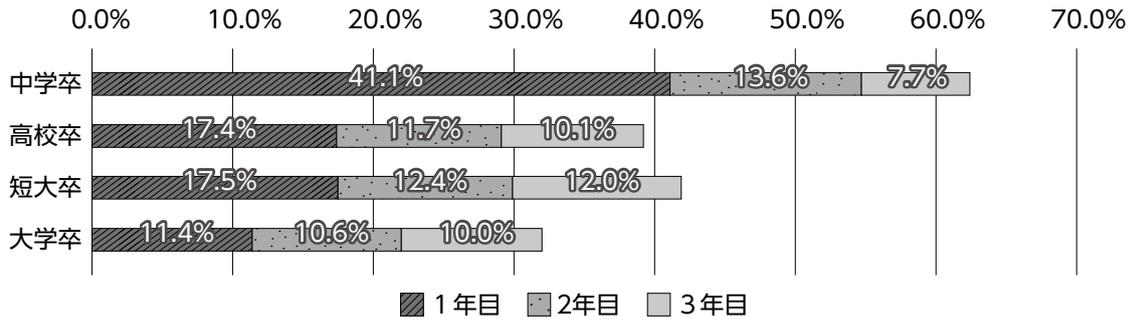
全国学力・学習状況調査（文部科学省）より

雇用状況及び完全失業率（15歳から24歳）



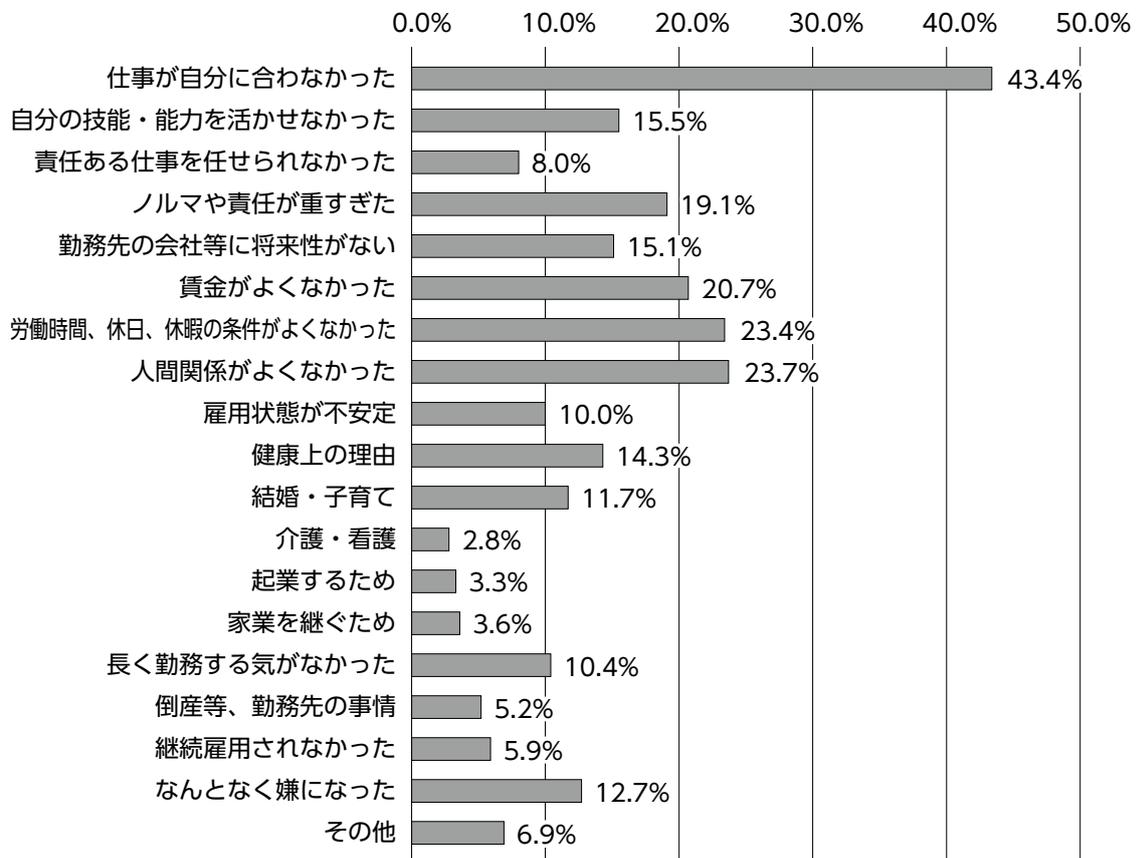
平成31年度労働力調査（総務省）より

平成 28 年 3 月新規学卒就職者の離職率



平成31年度厚生労働省の調査より

初職の離職理由



平成28年度子供・若者白書より

取組の方向4 社会を生き抜く力と豊かな心を育てる体験活動の充実

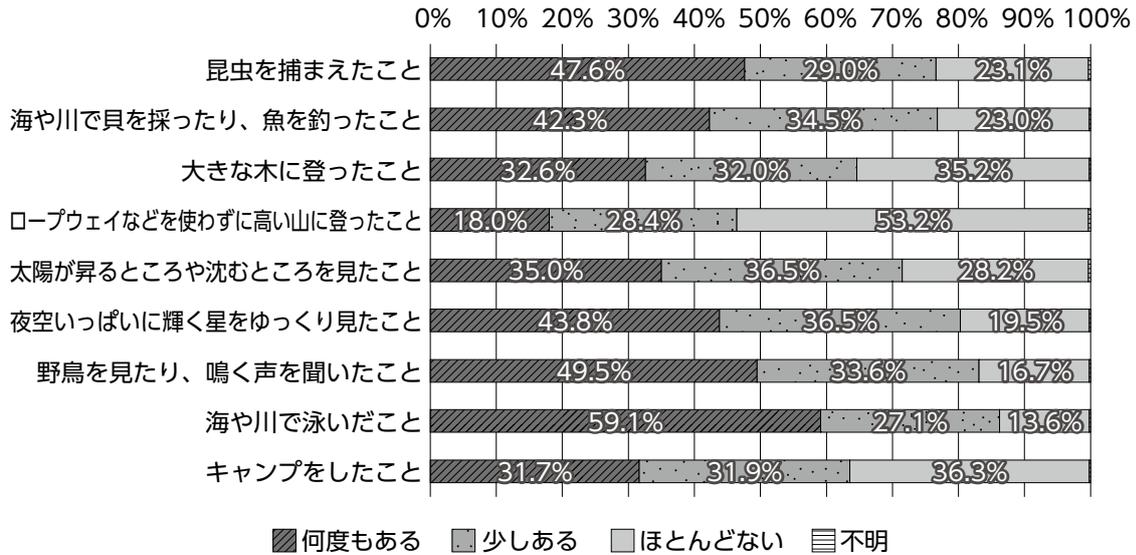
現状と課題

- かつては、子供たちは、日常的に自然体験や社会体験を通して、心や体を鍛え、成長してきた。しかし、都市化、少子化、ICTの発展・普及、地域とのつながりの希薄化などの社会の変化に伴い、体験の場や「本物」に触れる機会が減少してきている。国立青少年教育振興機構が行った青少年の体験活動等に関する意識調査（平成31年2月公表）によれば、自然体験に関して「何度もある」「少しある」を含めると多くの項目において5割を超えるが、学校における体験を除くと、「しなかった」の割合が大幅に増加する。また、家庭における体験活動の有無は、保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡に左右されることから「体験格差」が生じているとの指摘がある。併せて、地域などの社会とのつながりの希薄化により子供たちが大人と関わる機会が減り、子供たちの人間関係形成・社会形成能力が低下してきているとの指摘もある。
- 子供たちのキャリア形成を図る上で、重要な役割を果たしている職場体験活動は、国立教育政策研究所の調査によれば、98.6%（平成29年度）の公立中学校で実施されている。一方で、職場体験活動を行うこと自体がキャリア教育であると捉えられ、子供たちの勤労観や職業観の育成に結び付いていない、子供たちが自分自身や社会についての様々な気付きや発見につながっていないなどの指摘もある。

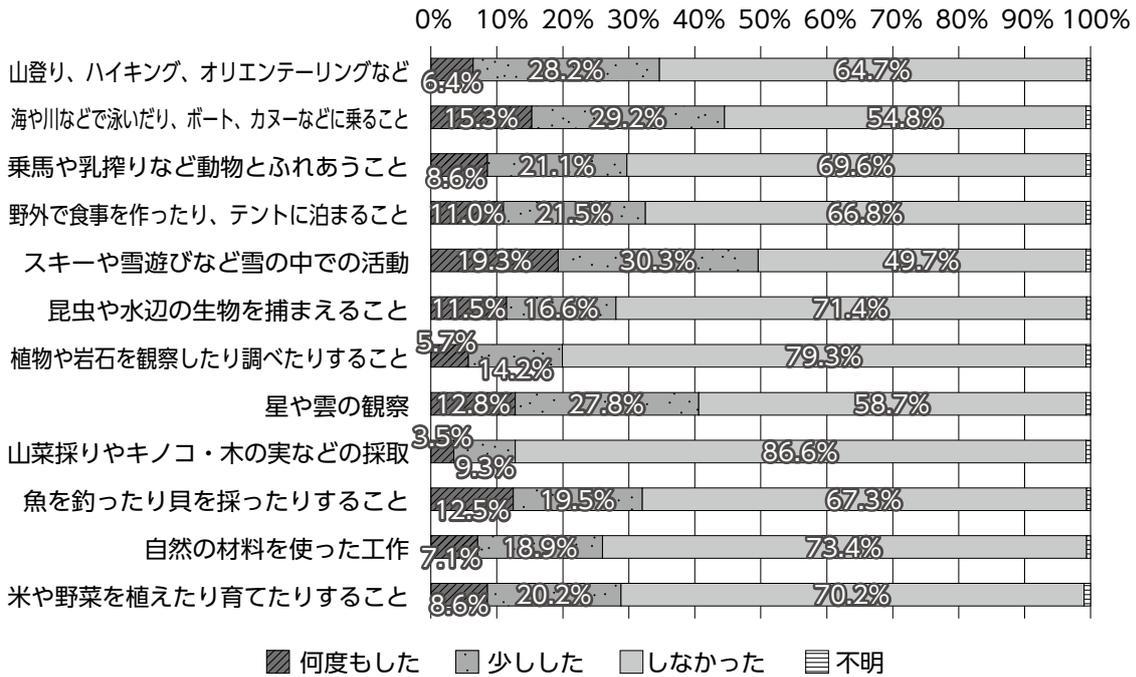
取組の必要性

- 直接、自然や人、社会等と関わり、実際の体験を通じて感じ学ぶ学習活動は、人間的な成長に不可欠であり、豊かな体験活動（生活・文化体験、自然体験、社会体験）が、「社会を生き抜く力」の基礎的な能力を育成することから、体験活動の充実が求められる。
- 生活・文化体験や社会体験は、コミュニケーション能力、自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力や協働する能力を育成する機会となる。また、自然体験は、命の尊さを学ぶ機会となる。多くの公立中学校で実施されている職場体験活動は、生徒自身や社会について多様な気付きや発見を経験させることにより、社会的・職業的自立に必要とされる人間関係形成・社会形成能力の育成につながる。このような体験活動のねらいを踏まえた実践が求められる。
- いじめ防止の観点からも、命を大切に作る心、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む上で体験活動は欠かせない。そのため、学校をはじめ、家庭、地域を含め、社会全体が豊かな体験活動を推進していく必要がある。

自然体験

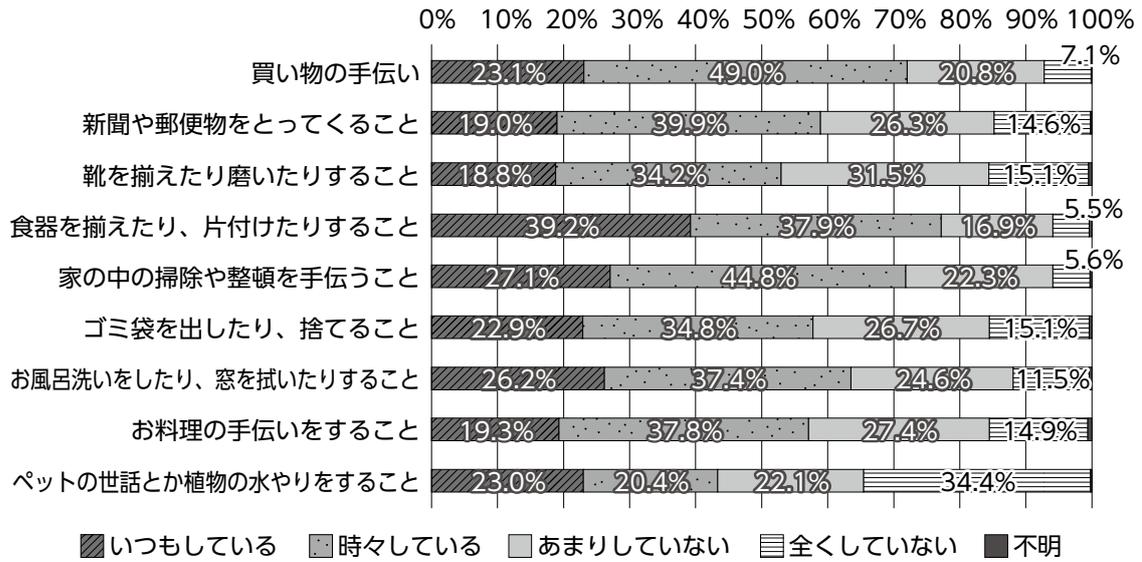


自然体験 (授業・行事以外)

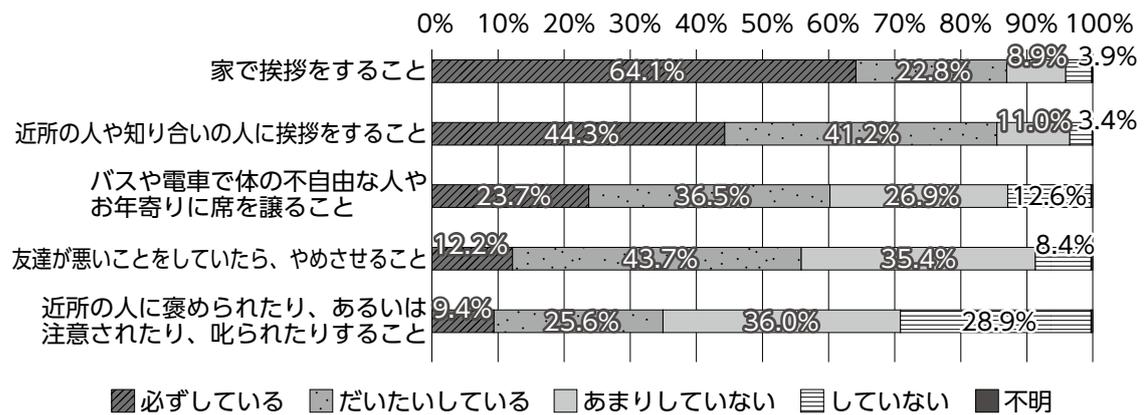


青少年の体験活動等に関する意識調査より
(国立青少年教育振興機構 平成31年2月)

生活・文化体験

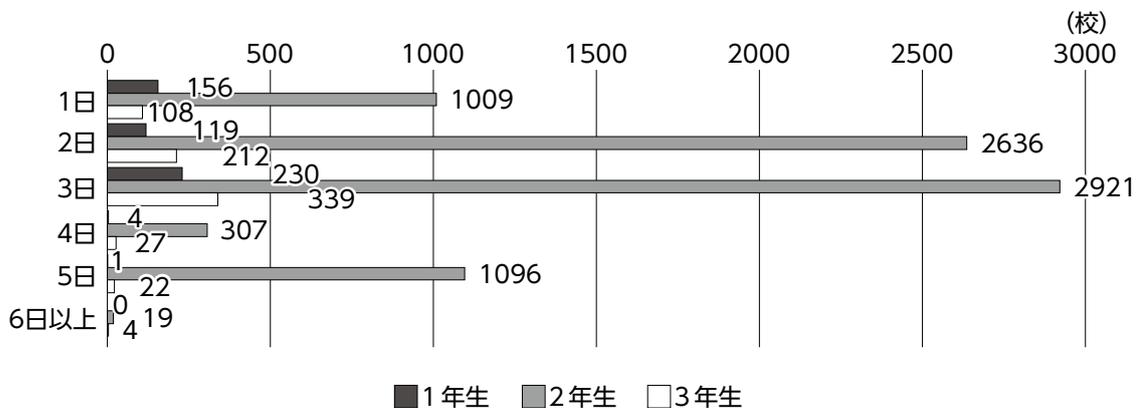


社会体験



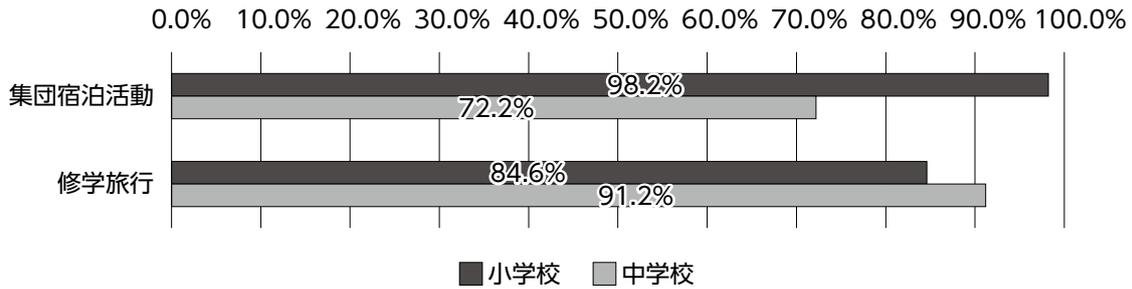
青少年の体験活動等に関する意識調査より
(国立青少年教育振興機構 平成31年2月)

職場体験の実施状況



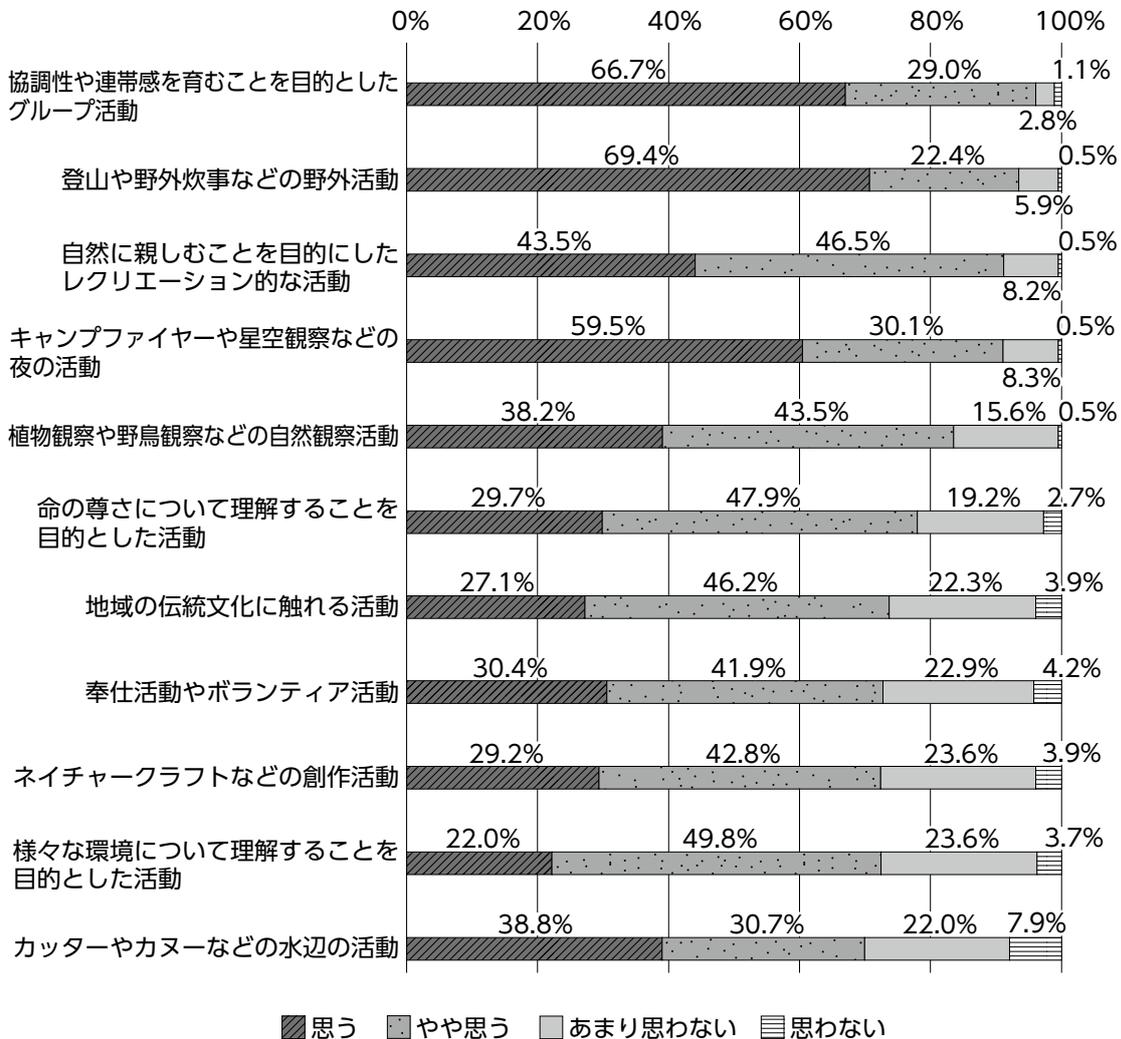
平成29年度職場体験・インターンシップ実施状況調査
(国立教育政策研究所) より

集団宿泊活動・修学旅行実施状況



小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査より
(国立青少年教育振興機構 平成31年2月)

集団宿泊活動を実施する際、児童生徒にさせたいと思う活動



小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査より
(国立青少年教育振興機構 平成31年2月)

取組の方向5 多様な視点からのスポーツ教育の推進と感性や想像力、創造性を育成する芸術教育の推進

現状と課題

- スポーツは、世界の人々が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つであり、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎でもある。学校においては、健康や体力の基礎を培うとともに、公正さや規律を尊ぶ態度を養うなど、人間形成に大きな役割を果たしている。また、運動することが好きな生徒は自己肯定感や挑戦する気持ちが高い傾向にある。しかし、積極的にスポーツをする生徒とそうでない生徒の二極化が進み、特に、女子においては、週3回以上スポーツや運動をしている生徒の割合は約5割しかいない。
- これまでの取組を通して、体力・運動能力の低下傾向に歯止めはかかったが、基礎的運動能力は、近年で最も高かった昭和60年頃の水準と比較すると依然、低い状況にある。
- 運動部活動の所属率は、横ばいで推移しているが、少子化に伴い所属生徒数は減少し、特にチームスポーツでは活動に支障が生じている。また、学校体育や部活動において、毎年、重大事故が報告されており、安全面での更なる配慮、工夫・改善が必要である。
- 古今東西の文化芸術との出会いは、子供たちの感性を育むとともに、我が国の文化の理解を促進し、継承しようとする態度を育む。また、異文化理解を通して、多様な価値を受け入れ、他者と協働できる力を育むなど文化芸術体験については、多くのことが期待されている。
- しかし、文化芸術に親しむ機会は、家庭環境に左右されているとの指摘のとおり、家庭において、文化芸術を直接鑑賞したり、文化芸術に関わる活動をしたりしている子供たちの割合は、極めて低い。このことから、学校における芸術教育を通して、子供たちが文化芸術について学んだり触れたりすることが期待されている。

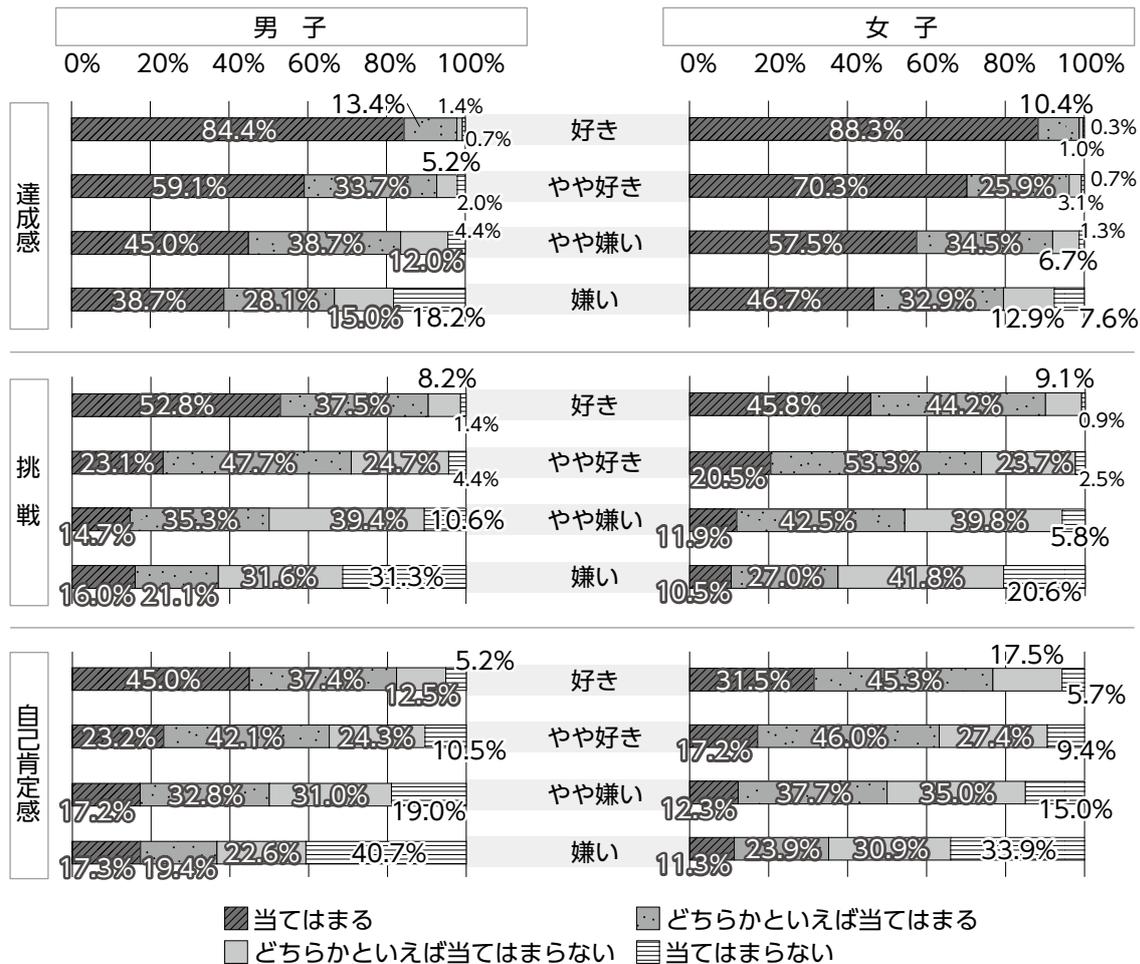
取組の必要性

- 体力の向上のみならず、人格の形成においてスポーツが生徒に果たす役割の重要性を踏まえ、生徒が積極的にスポーツに取り組む態度の育成が必要である。また、積極的にスポーツをする生徒とそうでない生徒の二極化が進んでいることを踏まえ、運動習慣が身に付いていない生徒に対する、学校だけではなく、家庭、地域社会による支援の充実が必要である。併せて、多様な視点(「する」「見る」「支える」「知る」)からのスポーツ教育の推進が必要である。
- 運動習慣が身に付いていない生徒に運動をする機会や場を提供するため、生徒の多様なニーズに応える運動部活動の充実を促進する必要がある。また、障害のある生徒も体を動かす喜びを味わうことができるように、生徒の実態に応じた配慮をしつつ、体育に関する活動を促進する必要がある。
- これまで、生徒の体力向上、競技力向上、健全育成等において大きな役割を果たしてきた運動部活動について、学校における働き方改革の動向を踏まえるとともに、住んでいる地域によらず、全ての生徒に運動やスポーツをする機会や場を保障するため、持続可能な運動部活動の在り方に

ついて、引き続き、検討・実践していく必要がある。

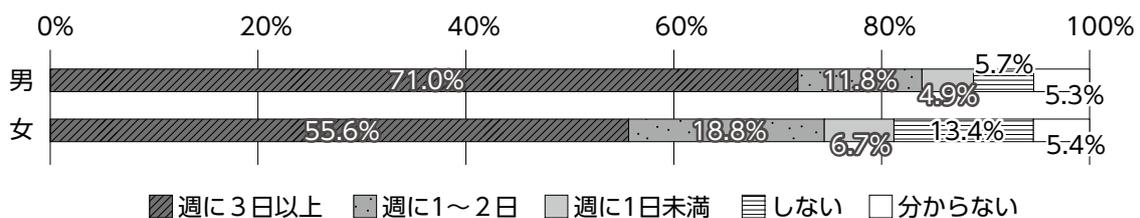
- 変化が激しく、予測困難な時代にあっては、子供たち一人一人が豊かな感性を働かせ、よりよい社会や人生の在り方を考えることが必要である。このことを実現するためには、豊かな感性を働かせて新たな価値を創造することが求められる。そのため、あらゆる創造の源泉となる豊かな感性や想像力等を育む芸術教育の充実が必要である。

運動の好き嫌いと自己肯定感等との相関



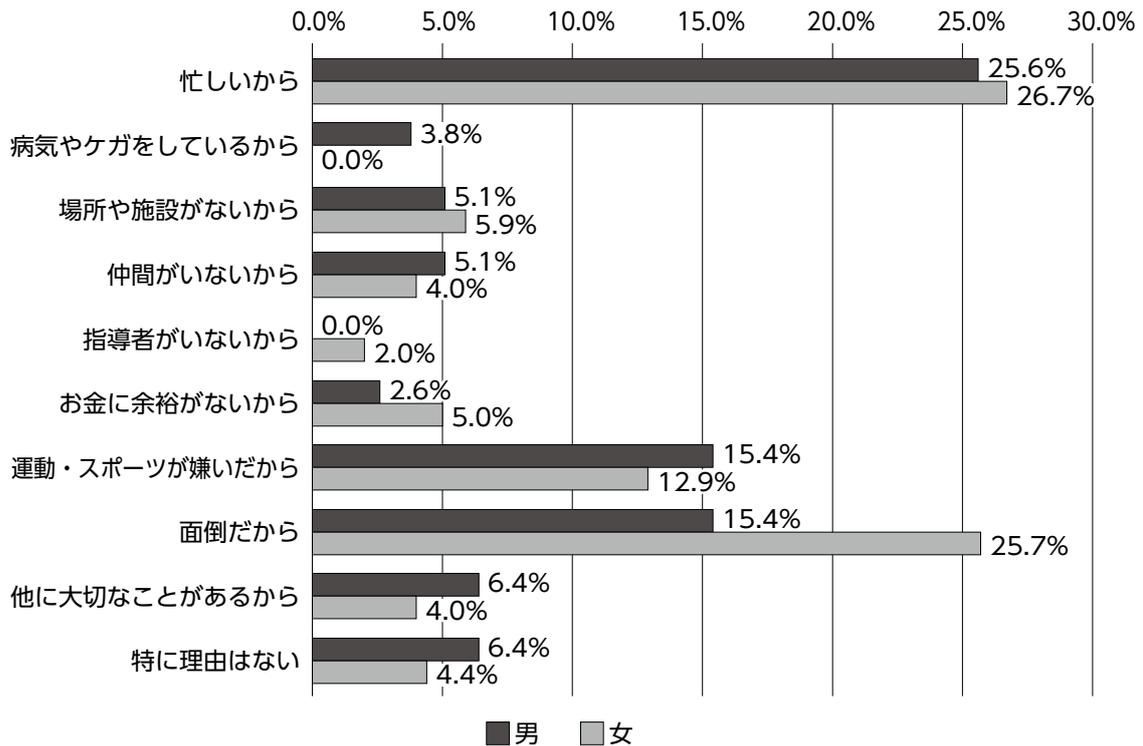
令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）より

スポーツ実施の程度（中学生）



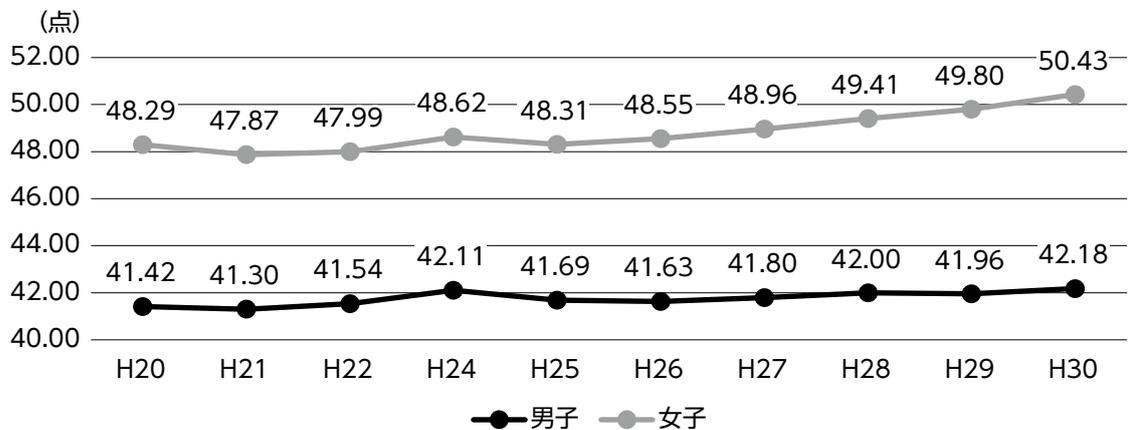
スポーツの実施状況等に関する世論調査より（内閣府 平成30年1月）

週に1回以上、運動・スポーツを実施できなかった最も大きな理由



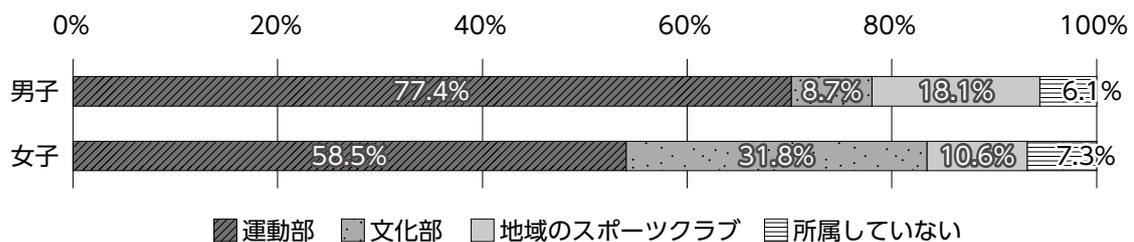
スポーツの実施状況等に関する世論調査より（内閣府 平成30年1月）

体力合計点の経年変化



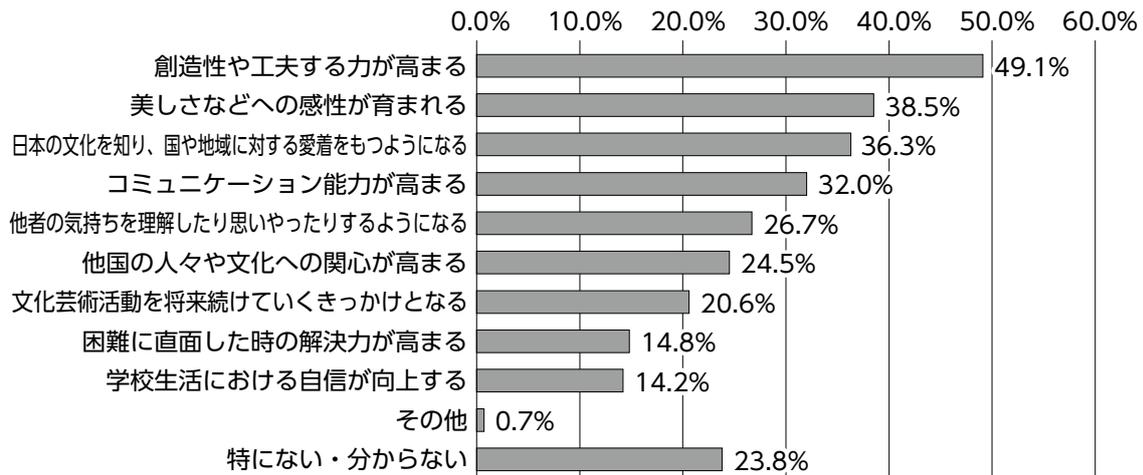
令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）より

部活動や地域のスポーツクラブに所属していますか（公立中学校）



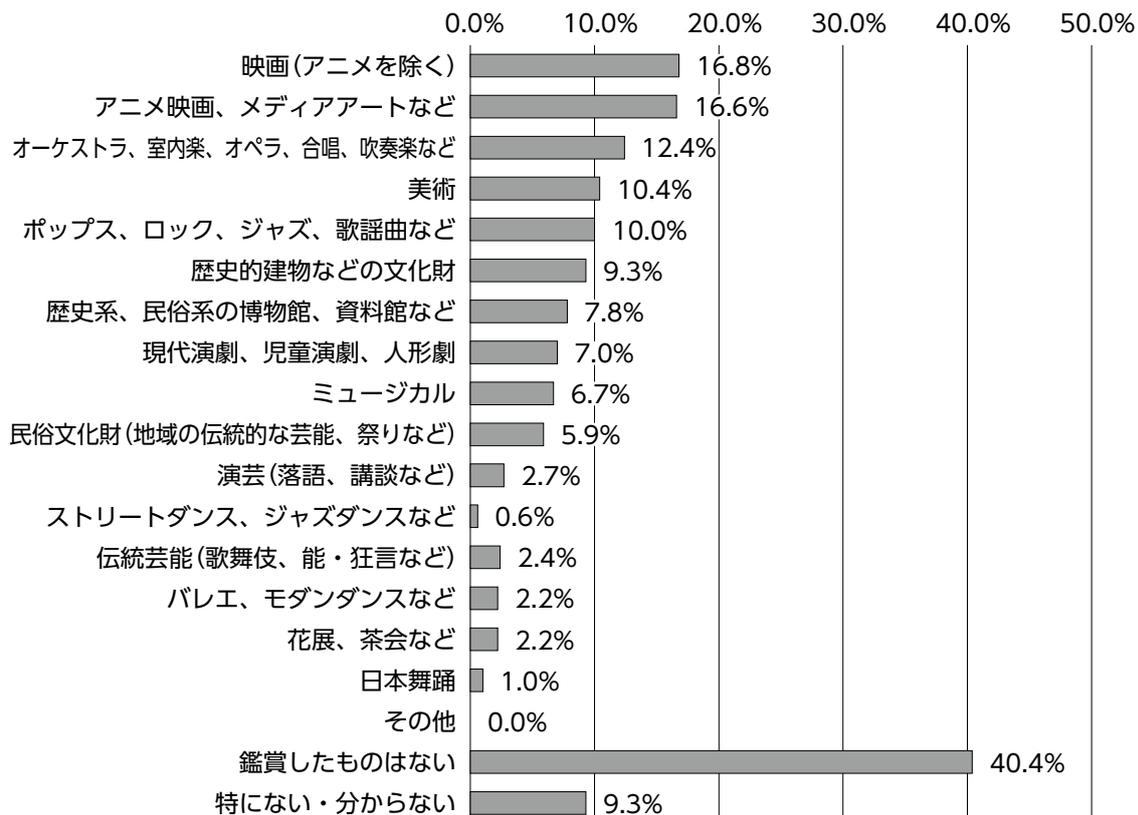
令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）より

子供の文化芸術体験について、あなたが期待する効果は何ですか（複数回答）



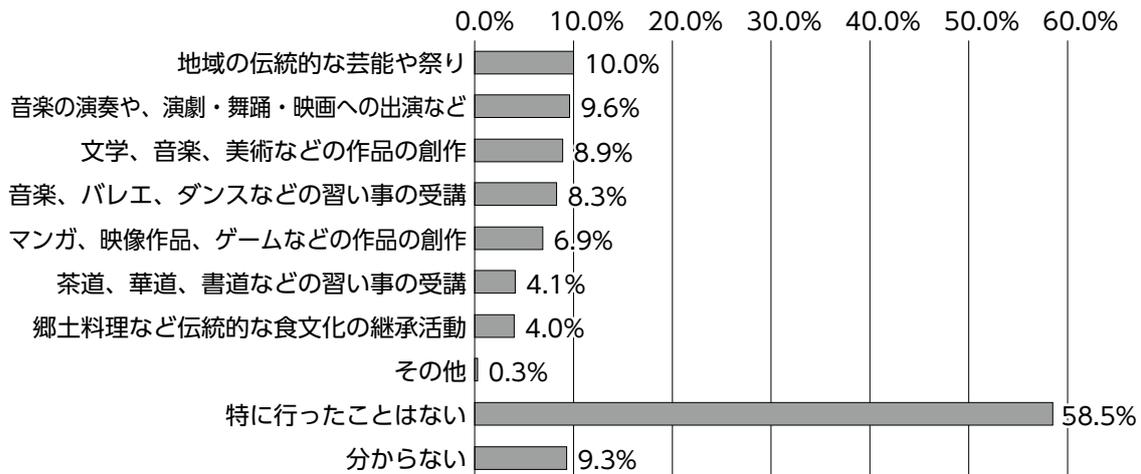
文化に関する世論調査報告書より（文化庁 平成31年3月）

あなたと同居しているお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、この1年間に文化芸術を直接鑑賞したことはありますか



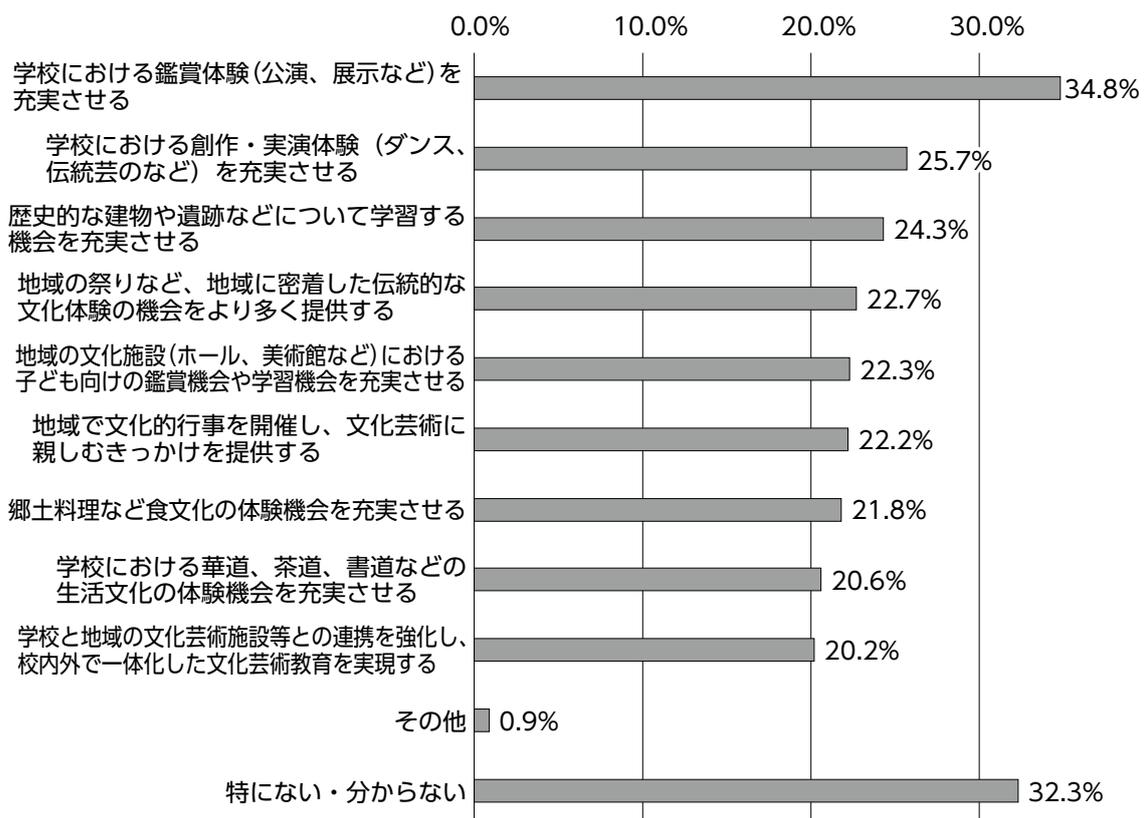
文化に関する世論調査報告書より（文化庁 平成31年3月）

あなたと同居しているお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、この1年間に学校外で文化芸術に関わる活動をしたことはありますか



文化に関する世論調査報告書より（文化庁 平成31年3月）

あなたは、子供の文化芸術体験について、何が重要だと思いますか



文化に関する世論調査報告書より（文化庁 平成31年3月）

取組の方向 6 生涯にわたり健康で安全に過ごすための資質・能力を育む健康教育・安全教育の充実

現状と課題

- 子供たちを取り巻く社会環境や生活環境の変化は、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、薬物乱用、性の問題行動など、子供たちの心身の健康に大きな影響を与えている。
- このことを裏付けるように、中学校における1校当たりの1日平均の保健室利用者数は、平均すると19人となり、心身の健康問題のため、養護教諭が健康相談等で、継続支援した事例の有無について有りと回答した割合は、79.2%に上る。また、継続支援した月当たりの実人数は、平均45.2人となっている。併せて、心の健康に関する相談内容も多岐にわたっている。
- 食は、人間が生きていくための基本的な営みであり、健康的な生活を送り、健康な心身を育むためには、健全な食生活が欠かせない。しかし、核家族化や共働きの増加などによる食生活を取り巻く家庭環境の変化や外食や調理済み食品の利用増加による食品流通の変化に伴い、食行動が多様化してきた。その結果、偏った栄養摂取による肥満傾向の増加、過度の痩身傾向の増加をはじめ、生活習慣病の若年化などの健康問題が生じている。
- 子供たちの安全を取り巻く状況を見てみると、毎年、多数の事故が発生している。平成29年度における災害共済給付状況によれば、中学校において捻挫、打撲、骨折等の負傷などが約31万件発生している。また、交通事故における10歳から19歳の負傷者数は、減少傾向にあるものの平成30年度では、負傷者数全体の8.5%に当たる約45,000人が被害にあっている。
- 急速な情報化の進展により、子供たちが、スマートフォンやPCを利用する機会が増加し、子供たちがネット犯罪に巻き込まれるケースが増加している。また、SNSによるトラブルやいじめ問題など情報モラルに関わる新たな健全育成上の課題も増加傾向にある。
- 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,434人、負傷者約43,000人、全・半壊した家屋は249,000棟、火災による罹災世帯約89,000世帯という甚大な被害をもたらした。避難者は、ピーク時で約316,000人を数え、多くの学校が休校し、避難所として使われた。この広域大規模災害を通し、自助、共助の重要性が再認識され、「助けられる人から助ける人へ」をキーワードとした防災教育が広まった。
- 阪神・淡路大震災発生から16年後、平成23年3月11日、宮城県牡鹿半島の東南東沖を震源とする東日本大震災が発生し、死者・行方不明者18,428人という多くの尊い命が奪われ、この中には中学生105人も含まれている。また、全・半壊した家屋は約404,000棟、この中には、公立中学校1,652棟も含まれている。避難者は、地震発生直後のピーク時で470,000人を超えた。
この未曾有の大震災を契機に防災教育・減災教育の見直しが図られ、各中学校では、様々な防災等に関する教育活動が行われている。全日本中学校長会の調査によれば、避難訓練の充実など校内における取組は進んでいるが、家庭や地域と連携した取組が進んでいないことが分かる。
- 阪神・淡路大震災、東日本大震災の例を見るまでもなく、広域大規模災害が発生した場合、学校は、避難所となる。平成31年4月1日現在の文部科学省の調査によれば、94.9%の公立小中学校が避難所に指定されている。しかし、その中で学校施設の利用計画を策定している学校は、

51.1%にとどまっている。

取組の必要性

- 健康と体力は「生きる力」の基礎であり、心身の健康が人々の活力を支えるとともに、社会全体の活力源となる。学校においては、子供たちの健康・安全の保持増進に第一義的な責任をもつ保護者と連携し、子供たちの健康や安全を確保し、生涯にわたり心身の健康を育み、安全を確保することができるよう基礎的な素養を身に付けさせることが求められている。
- 多様化、深刻化している子供たちの現代的な健康課題を解決するためには、養護教諭を学校保健活動推進のための中核としながらも、校内組織体制を確立し、家庭、地域、関係諸機関との適切な役割分担とともに、連携して取り組んでいく必要がある。
- 自分の心身の健康に関心をもつとともに、情報化の進展により氾濫する健康に関する情報の中から正しい情報を選択し、選択した情報を健康の保持増進のために活用できる能力の育成が必要である。
- 子供たちが、将来にわたって健康に生活できるようにするためには、家庭と連携した食育の推進を通して、望ましい食習慣を形成する必要がある。また、食をめぐる環境変化に対応し、健全な食生活を送ることができるようにするためには、食育の充実を通して、子供たちに食に関する自己管理能力を身に付けさせる必要がある。併せて、食育の更なる充実を図るため、栄養教諭の配置を推進していく必要がある。
- 子供たちの安全を守るために、家庭、地域と連携を図り、学校内外の安全な環境を整備するとともに、生活安全、交通安全、災害安全の各分野において、安全管理の取組を進める必要がある。また、子供たちが、安全に関する情報を正しく判断し、行動に結び付けることができるようになる必要がある。
- 地震などの災害を含め、自然災害から自らの命を守り「助けられる人から助ける人」になるために、避難訓練に止まらず、防災知識を身に付けるための体系的な防災教育の充実を図るとともに、共助のための地域社会と連携した取組を推進していく必要がある。

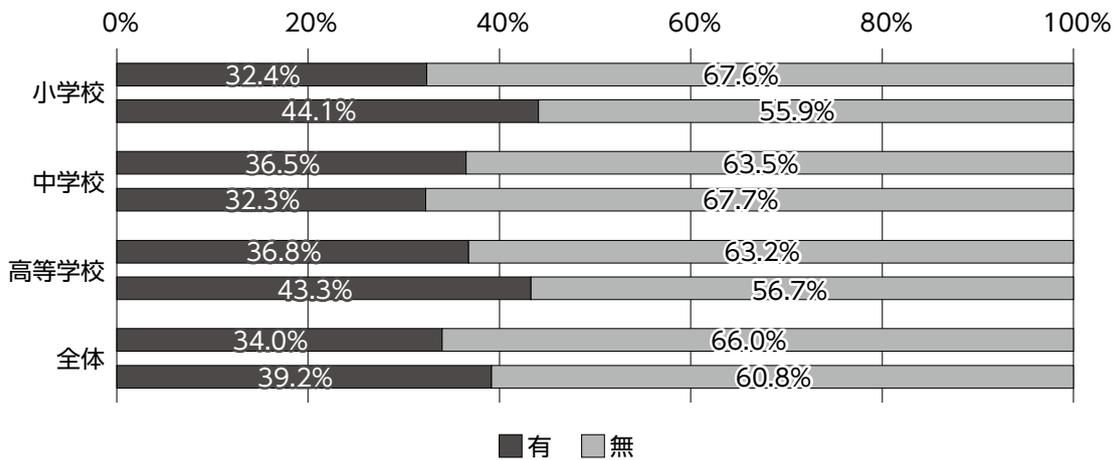
中学校における保健室利用者数等について

(人)

	保健室利用者数 (1日平均)	保健室登校の実人数 (年間)	養護教諭が健康相談 等で継続して支援し た生徒数 (年間)
小規模 (149人以下)	7.6	1.9	21.5
小規模 (150人～299人)	18.7	2.6	39.8
中規模 (300人～499人)	22.0	3.7	58.7
大規模 (500人以上)	25.1	3.3	47.5
大規模 (複数配置校)	28.5	4.5	84.7
平均	19.0	2.9	45.2

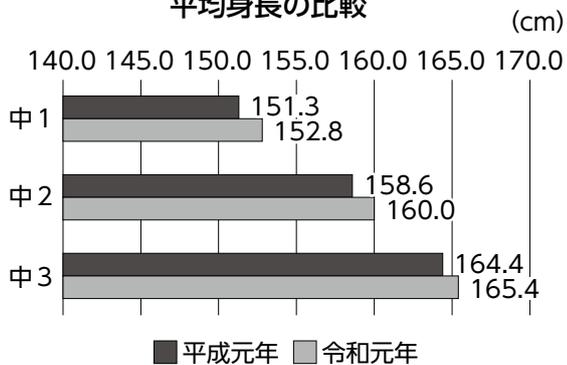
保健室利用状況に関する調査報告書
平成28年度調査結果より
(公財) 日本学校保健会

保健室登校の有無 (上段) と教室復帰の有無 (下段)

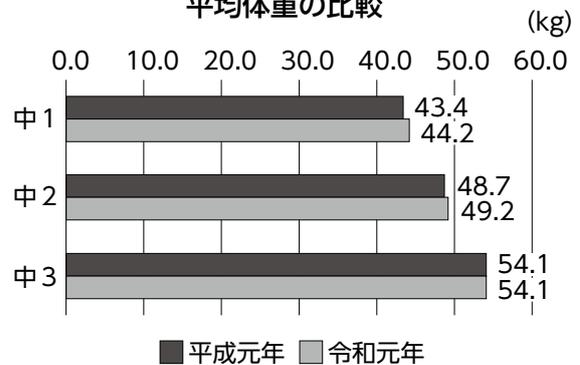


保健室利用状況に関する調査報告書
平成28年度調査結果より
(公財) 日本学校保健会

平均身長と比較

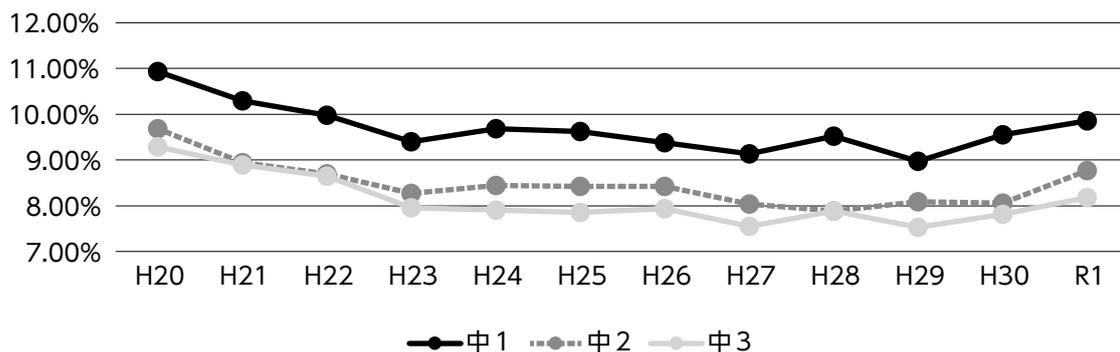


平均体重の比較



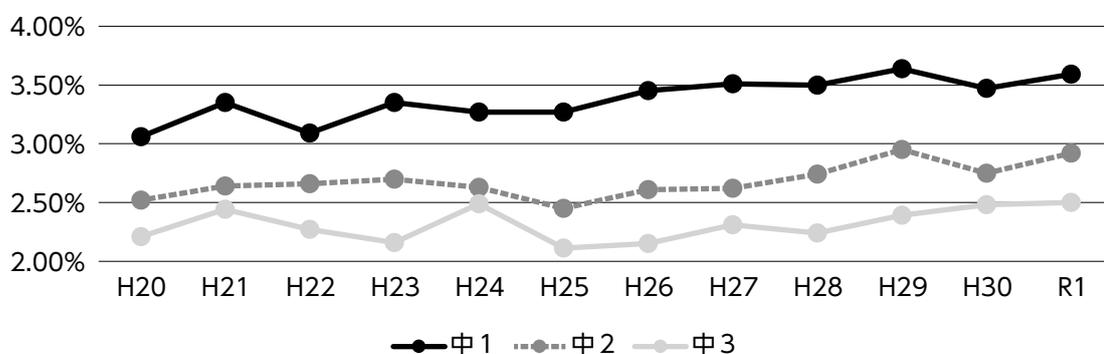
令和元年度学校保健統計調査 (文部科学省) より

肥満傾向生徒の出現率



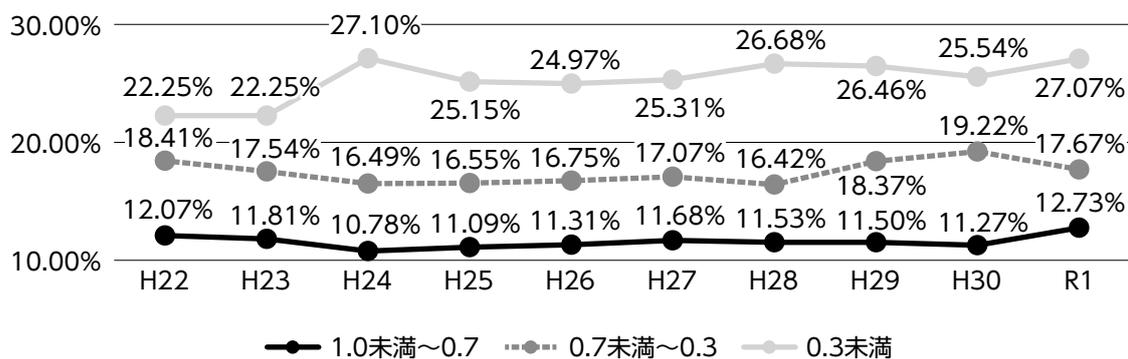
令和元年度学校保健統計調査（文部科学省）より

痩身傾向生徒の出現率



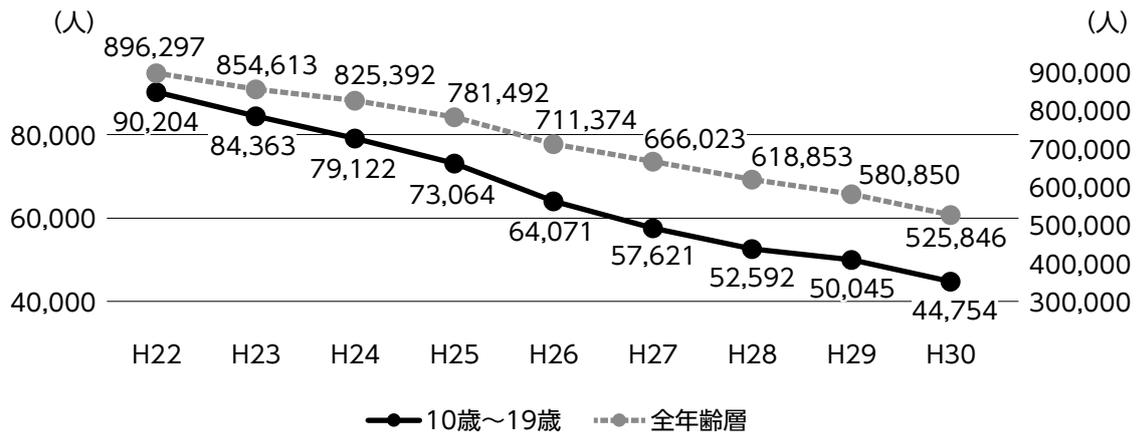
令和元年度学校保健統計調査（文部科学省）より

中学生の裸眼視力



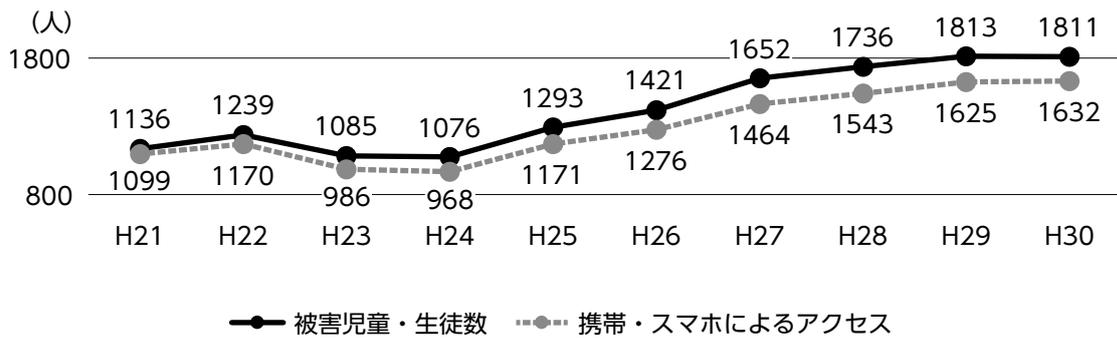
令和元年度学校保健統計調査（文部科学省）より

交通事故負傷者数の推移



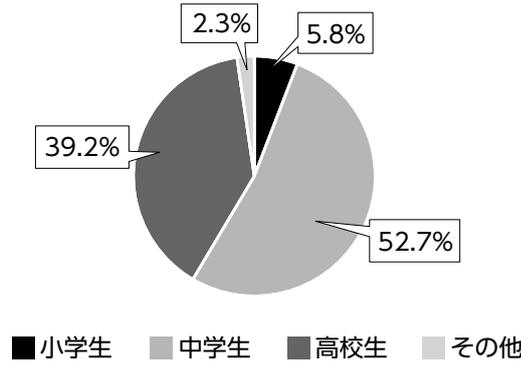
警察庁交通局のデータより

SNS に起因する被害児童・生徒数の推移



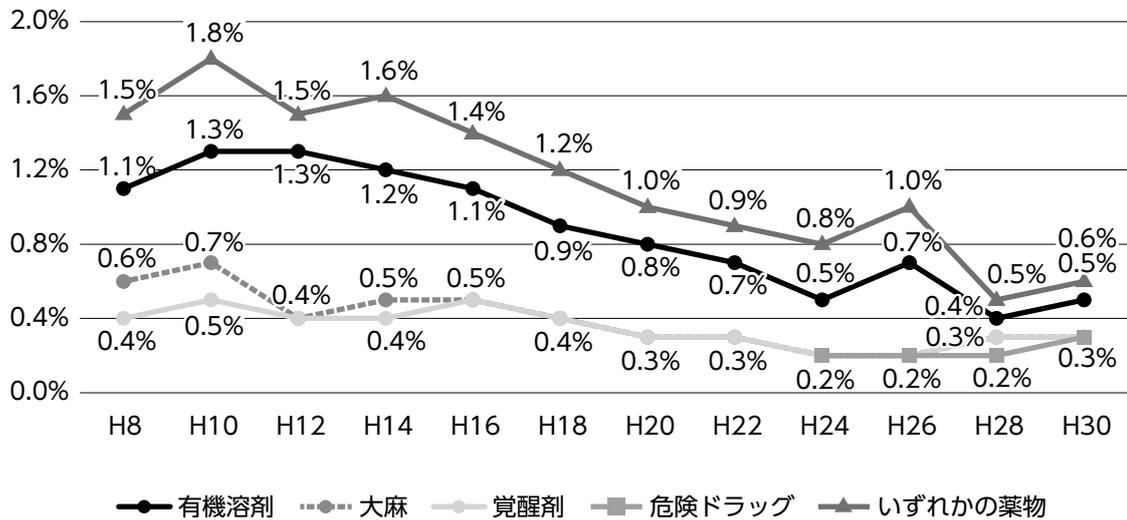
警察庁の統計調査より

自撮り被害にあった子供の内訳 (n=480)



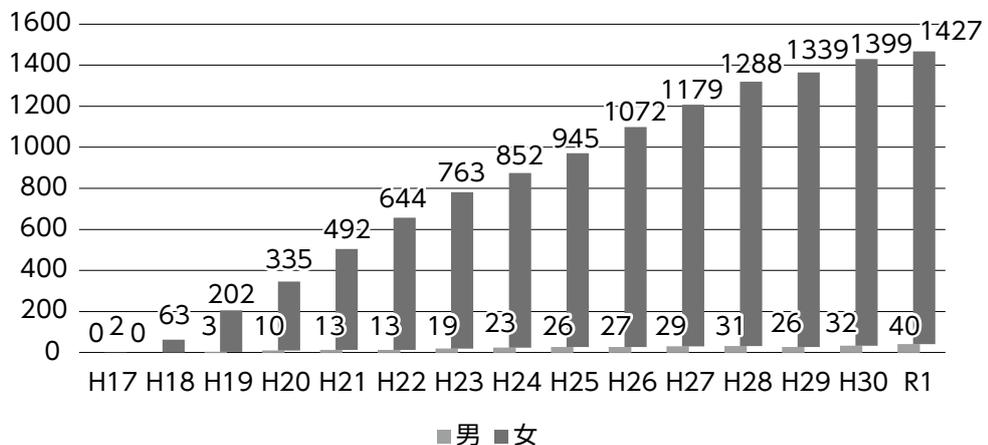
平成 29 年「夏休みを迎える君たちへ～ネットには危険もいっぱい～」
(警察庁・文部科学省) より

薬物乱用の生涯経験率の推移 (中学校段階)



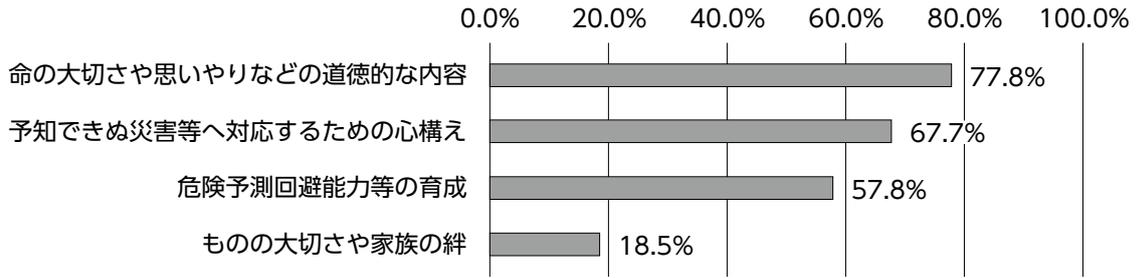
飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査より

公立中学校における栄養教諭配置状況



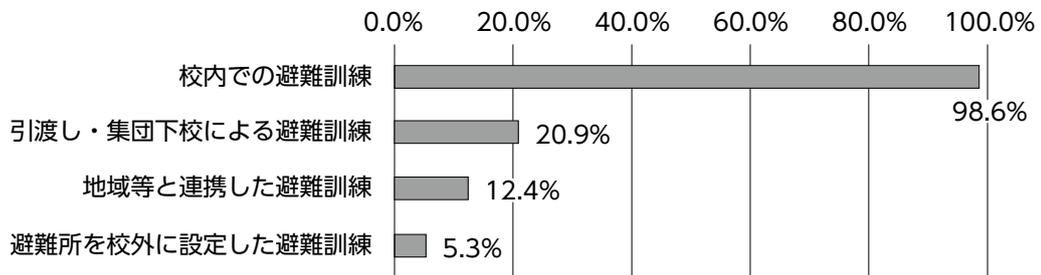
学校基本調査 (文部科学省) より作成

東日本大震災後に重点的に取り組んだこと（複数回答）



令和元年度調査研究報告書（全日本中学校長会）より

避難訓練の実施状況・計画（複数回答）

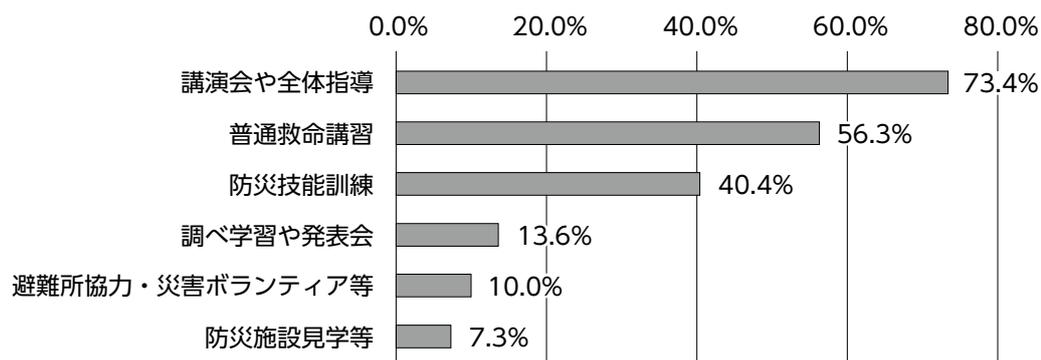


令和元年度調査研究報告書（全日本中学校長会）より

東日本大震災 被災3県訪問

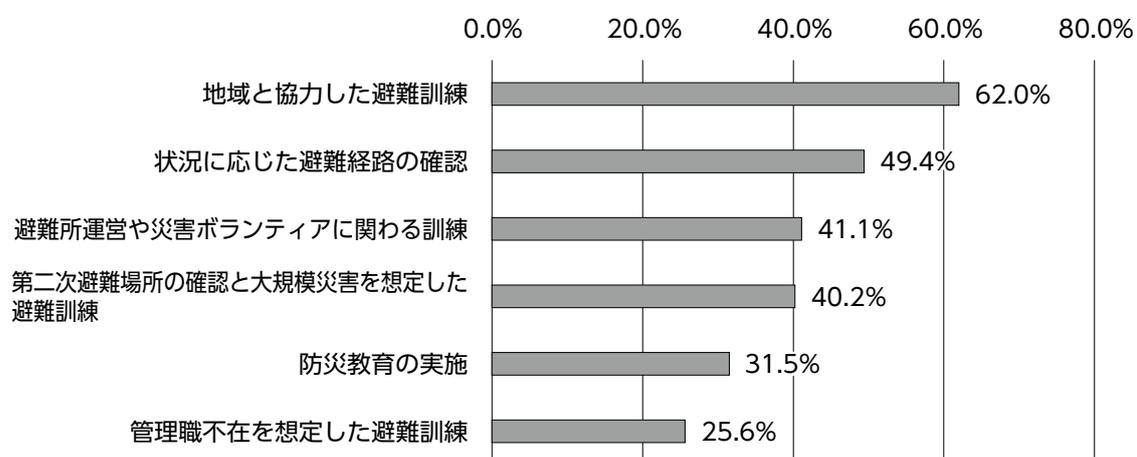


防災教育の取組状況・計画（複数回答）



令和元年度調査研究報告書（全日本中学校長会）より

今後、重視しなければならない取組（複数回答）



令和元年度調査研究報告書（全日本中学校長会）より



取組の方向7 学校と社会の相互連携・協働を促進し、「生きる力」を身に付けさせるための教育課程の編成

現状と課題

- 現在、少子高齢化が急速に進み、将来推計人口によれば、2030年には、65歳以上が総人口の31%を超え、このことに伴い生産年齢人口は、総人口の57.7%にまで減少し、地域経済の停滞や地域力の低下が懸念されている。また、個人の利益を大切にする傾向が見られ、互助・共助の意識の低下に伴う地域社会におけるつながりや支え合いが希薄化し、学校を取り巻く環境も「地域の学校」「地域で育てる学校」という考え方が次第に失われてきた。
- 家庭において、子育てについて不安を抱える保護者が増加傾向にあるが、地域社会のつながりの希薄化や家族形態の変容により、そうした不安を抱える保護者が孤立する状況にあり、虐待等の深刻なケースに至る状況も見られる。
- 学校においては、いじめや暴力等の問題行動の発生、不登校生徒の増加などが見られ、その要因は多様化、複雑化している。また、特別支援学級に在籍する生徒をはじめ、通常の学級においても特別な支援を必要とする生徒の増加、日本語指導が必要な外国人生徒の増加など多様な生徒への支援が必要とされており、学校だけでは対応できない状況にある。
- グローバル化による価値観の多様化や情報通信技術の急速な進展、少子高齢化による地域社会の変容は、新たな課題を生み出した。学校においては、これからの社会を生き抜くために、これらの*現代的な諸課題に対応するための力を「生きる力」として子供たちに育成することが期待されているが、これも学校だけで対応することは極めて困難である。

※

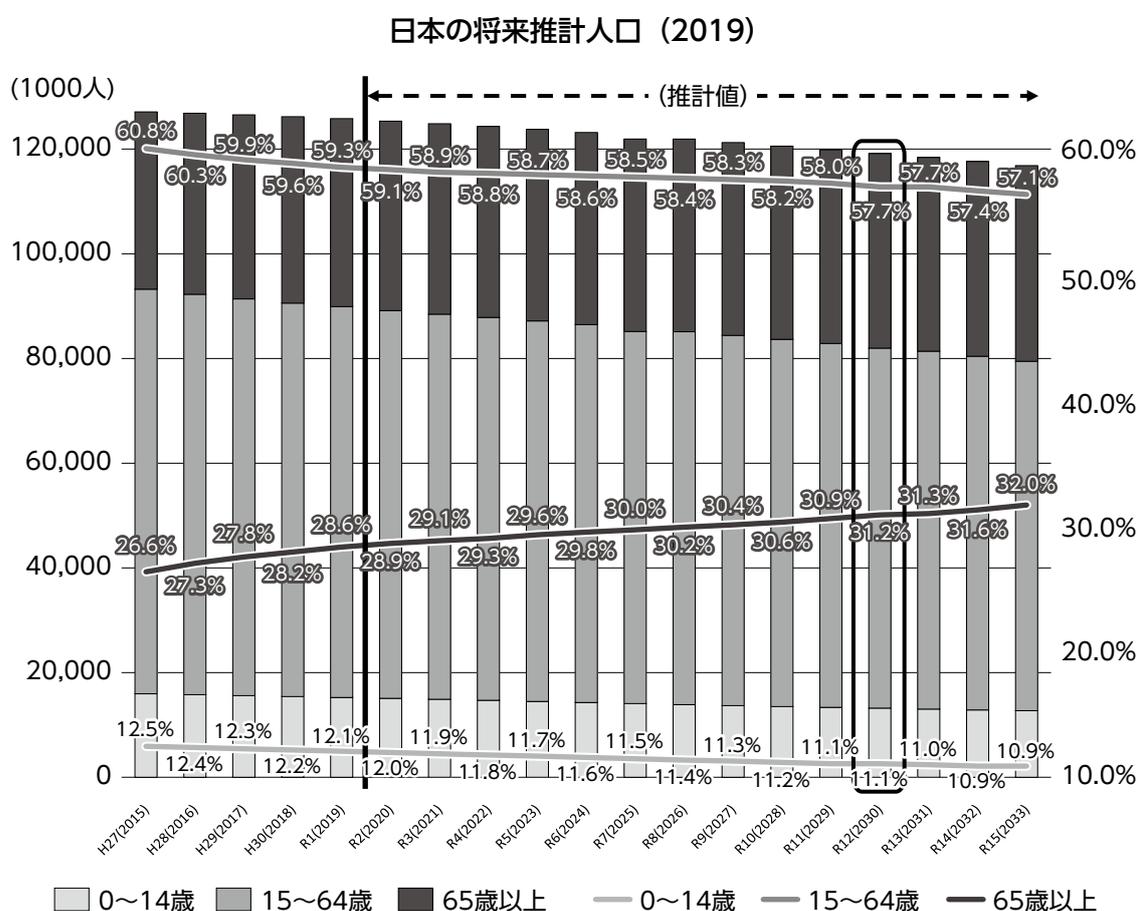
現代的な諸課題に対して求められる資質・能力（例）

- ◇健康・安全・食に関する力
- ◇主権者として求められる力
- ◇新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ◇グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ◇地域や社会における産業の役割を理解し、地域創生等に生かす力
- ◇自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ◇豊かなスポーツライフを実現する力

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」より

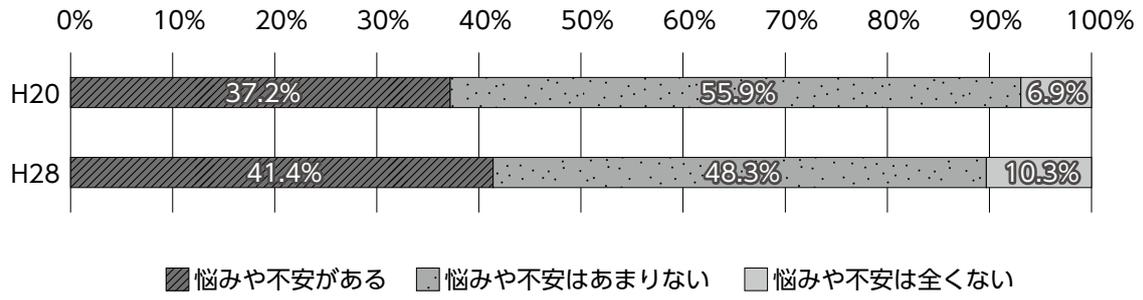
取組の必要性

- 教育は、地域社会を動かす原動力であり、学校は、教育の実施主体の一つであるとともに、地域社会のつながりが希薄化している現代においては、地域コミュニティの核としての重要な役割を担っている。
- この役割を果たし、子供たちにこれからの社会を生き抜くための「生きる力」を確実に育むためには、未来社会の担い手となる子供たちに必要な資質・能力について学校と社会が共通理解を図り、共有する必要がある。
- 子供たちの学びが、子供たちのよりよい人生と明るい未来につながるとともに、よりよい社会の創造へとつながるためには、学校教育の中核となる教育課程も社会とのつながりを意識する必要がある。併せて、子供たちを取り巻く学校だけでは解決できない教育課題を家庭、地域を含めた社会総がかりで解決していくために、学校は知・徳・体をバランスよく育むという教育の不易を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」を編成しなくてはならない。
- 「社会に開かれた教育課程」に基づき、学習指導要領の理念を具現化し、実現するためには、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりするなど、その目指すところを社会と共有・連携しながら教育活動を実施する必要がある。また、カリキュラムマネジメントを構築し、より質の高い教育を提供するための不断の努力が求められる。



日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）より

子育てについて悩みや不安はありますか



平成28年度文部科学省委託調査報告書より

取組の方向8 生徒一人一人が安心して過ごすことのできる学校の実現

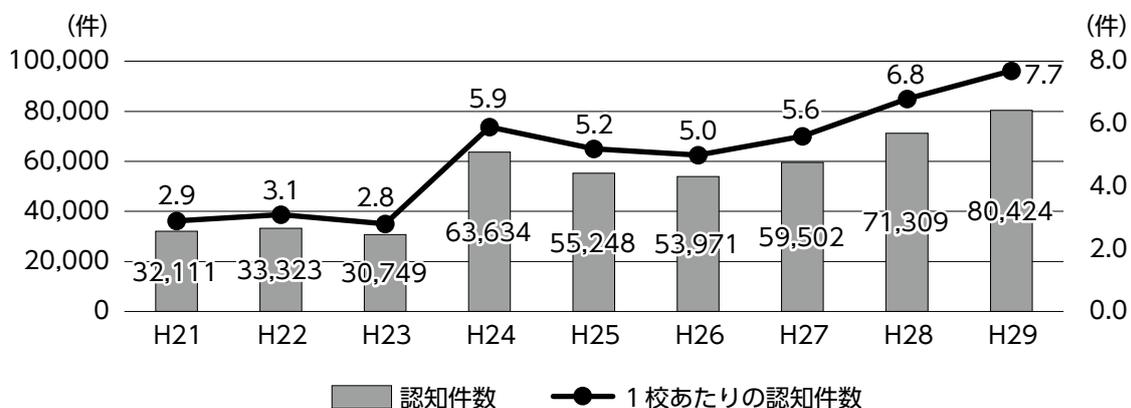
現状と課題

- 全国の中学校(国公立)におけるいじめの認知件数は、平成24年度から3年間減少傾向にあったが、平成27年度から増加に転じ、平成29年度には、前年度比13%増の80,424件となった。また、1校当たりの認知件数も7.7件となり、いじめはどこの学校においても起こり得る状況にある。いじめの認知件数を学年別に見ると、学年が進行するに連れて減少する傾向にある。これは、男女ともに同じ傾向を示している。また、毎年、自らの命を絶つ生徒がいる。そして、その要因としていじめ問題が平成29年度は7.1%を占めている。
- 平成23年10月、大津市内の中学2年生がいじめを苦に自らの命を絶った。この事件では、学校や教育委員会の対応が問題となったことから教育再生実行会議が数回の提言を行い、これらの提言を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。
- 同法28条において、次のとおり重大事態が規定された。
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀無くされている疑いがあると認めるとき
- 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、同法第28条第1項に規定する重大事態は、平成26年度の発生件数をピークに減少したが、再び増加傾向に転じ、3年連続で増加している。同法に基づき、各教育委員会、各学校では、いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止等の対策を講じるための組織を設置するなど、いじめ防止、早期発見・解決のための取組を進めてきた。また、全日本中学校長会においても、同法成立以前にいじめに関する調査を実施したり、緊急アピールを発信したり、いじめ根絶のための取組を行ってきた。しかし、調査結果に見るとおり、いじめの認知件数は、増加傾向にあり、いじめを苦に自らの命を絶つ生徒も後を絶たず、いじめ問題は、看過できない状況にある。
- このような状況を踏まえ、いじめの根絶に立ち向かうため、全日本中学校長会では、令和元年6月「いじめ問題に関する自己点検」を実施した。
- 自己点検により次のような課題が明らかになった。
 - ・ いじめの定義について理解する、各校で策定した「いじめ防止基本方針」について見直しを図るなど、「いじめ防止対策推進法」に基づく取組に課題がある。
 - ・ 直接、いじめ防止につながる活動については、よく取り組まれているが、コミュニケーション能力を育むための活動、社会性を育む体験活動、校内の言語環境を整えるなどのいじめの予防につながる間接的な活動の取組に課題がある。
 - ・ いじめの早期発見・早期対応を実現するための校内組織は整えられているが、相談体制の整備に課題がある。
 - ・ いじめ問題の根絶には、社会全体で取り組む必要があるが、家庭、地域社会との連携・協力体制に課題がある。

取組の必要性

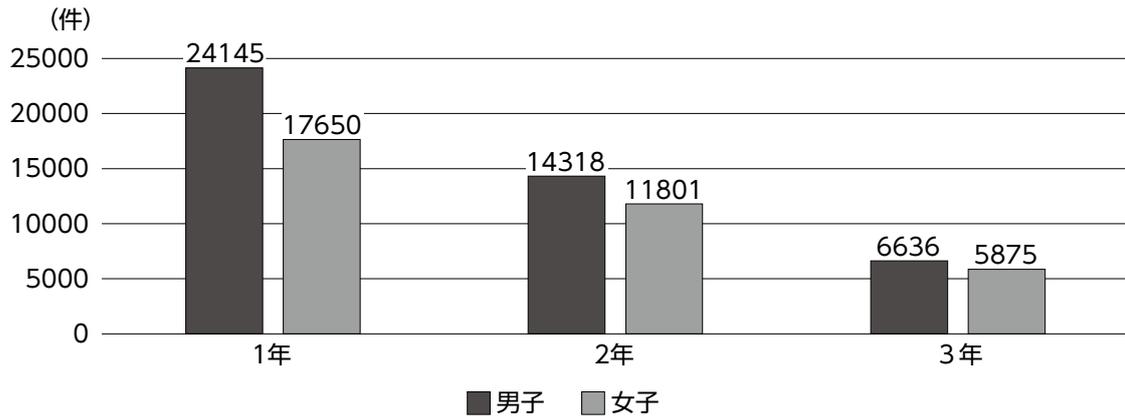
- 経済や文化など社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を超えて活性化し、多様な人々や地域同士のつながりは緊密化を増している。このようにグローバル化は我々の社会に多様化をもたらした。
- このような社会では、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越えて、よりよい人生とよりよい社会を築いていこうとすることが大切である。
- そのためには、対話や議論を通じて、自分の考えを根拠に基づき伝えるとともに、他者の考えを理解して自分の考えを深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりをもって多様な人々と協働したりできる力を子供たちに身に付けさせる教育を目指す必要がある。
- しかし、いじめは重大な人権侵害であるとともに、対話や議論を忌み、相手の価値を否定し、多様性を拒絶し、人格を否定する行為であり、私たちが目指す教育と対極の行為である。
- 私たちは、教育に携わる者として、いじめは愚劣な行為であり、未来に向けて何も生み出さないこと、そして人間を、社会を破壊する行為であることを子供たちに教えなくてはならない。また、保護者及び地域等と連携し、その根絶に取り組む責務がある。

中学校（国公立）におけるいじめの認知件数



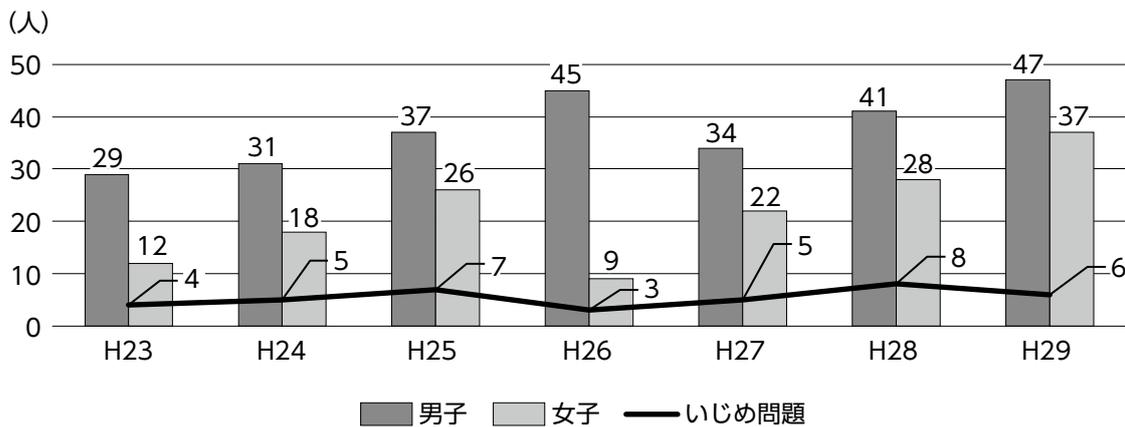
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

学年別いじめの認知件数（国公立）



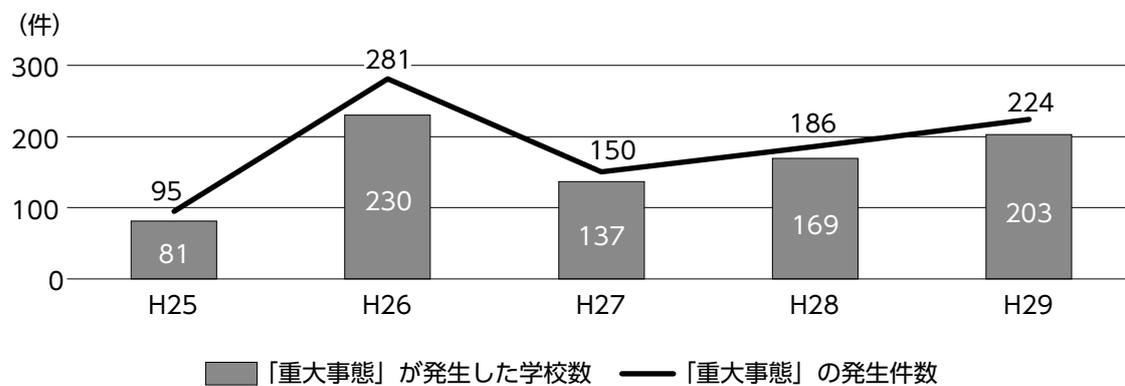
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

公立中学校における自殺の状況



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

法第28条第1項に規定する「重大事態の発生件数」

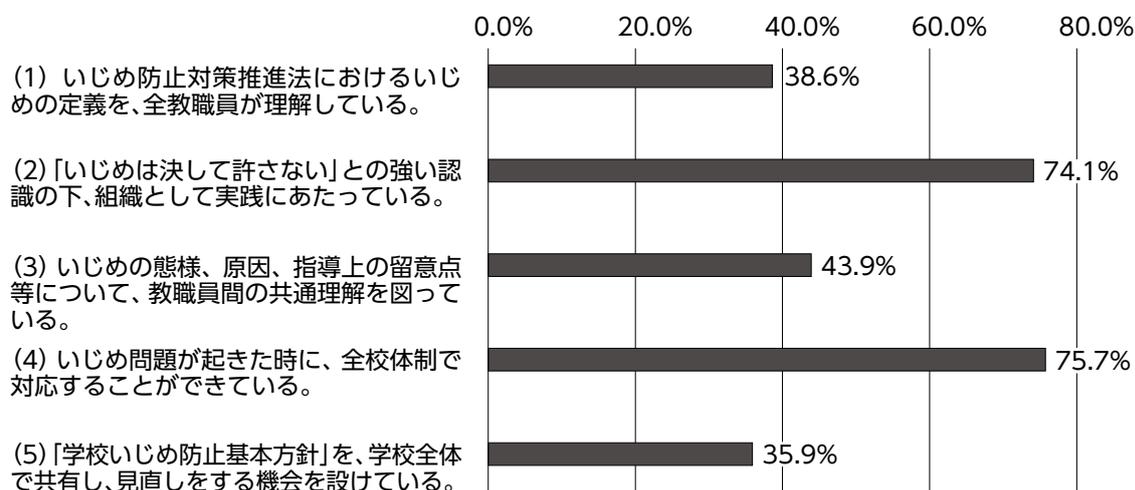


児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

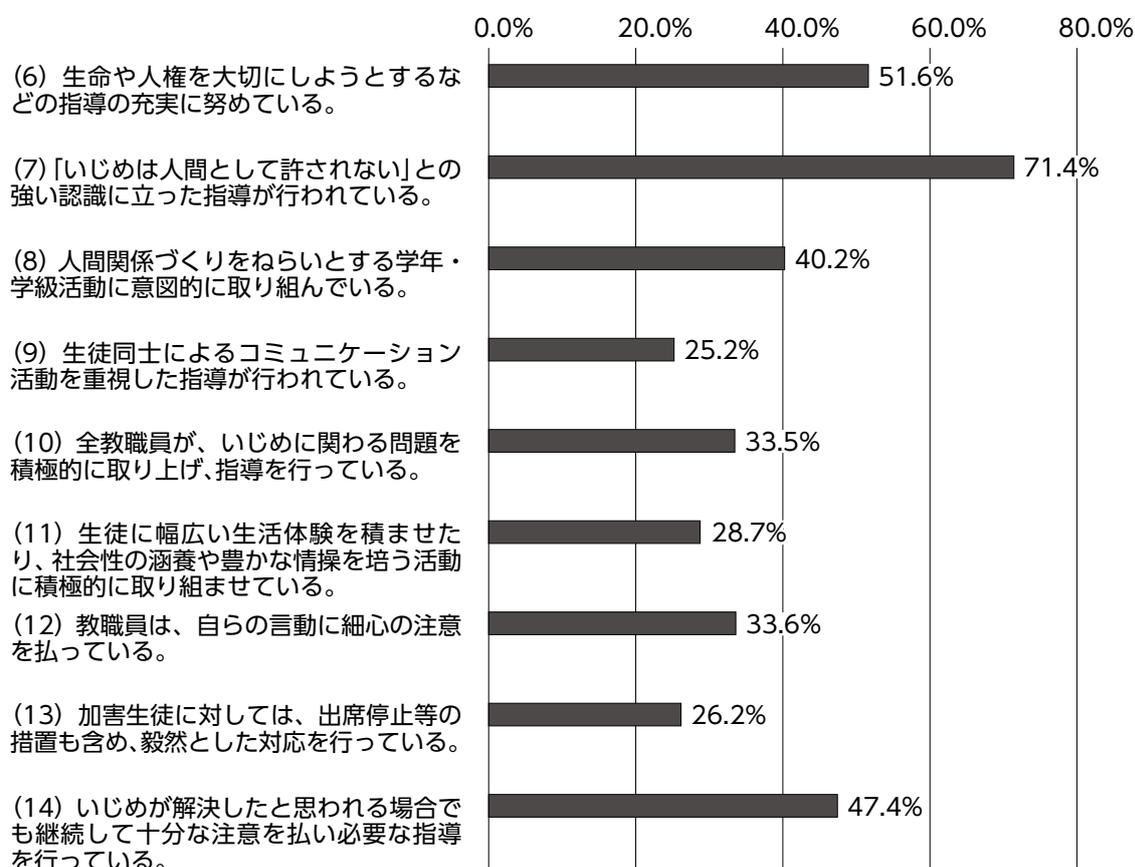
全日本中学校長会による自己点検結果（令和元年6月実施 サンプル数：738校）

- ・設問に対し、「A 確実にできている」、「B 概ねできている」、「C あまりできていない」、「D 全くできていない」から選択して回答
- ・まとめるに当たって、点検票にある設問の文言を趣旨が変わらない範囲で短縮

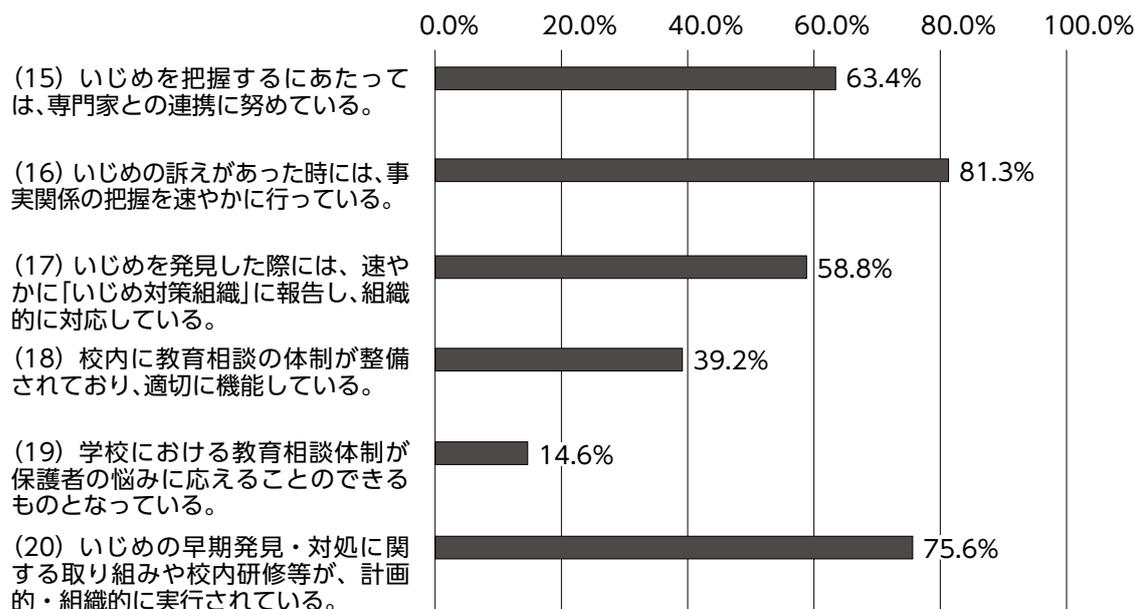
校内体制について（「A 確実にできている」と答えた割合）



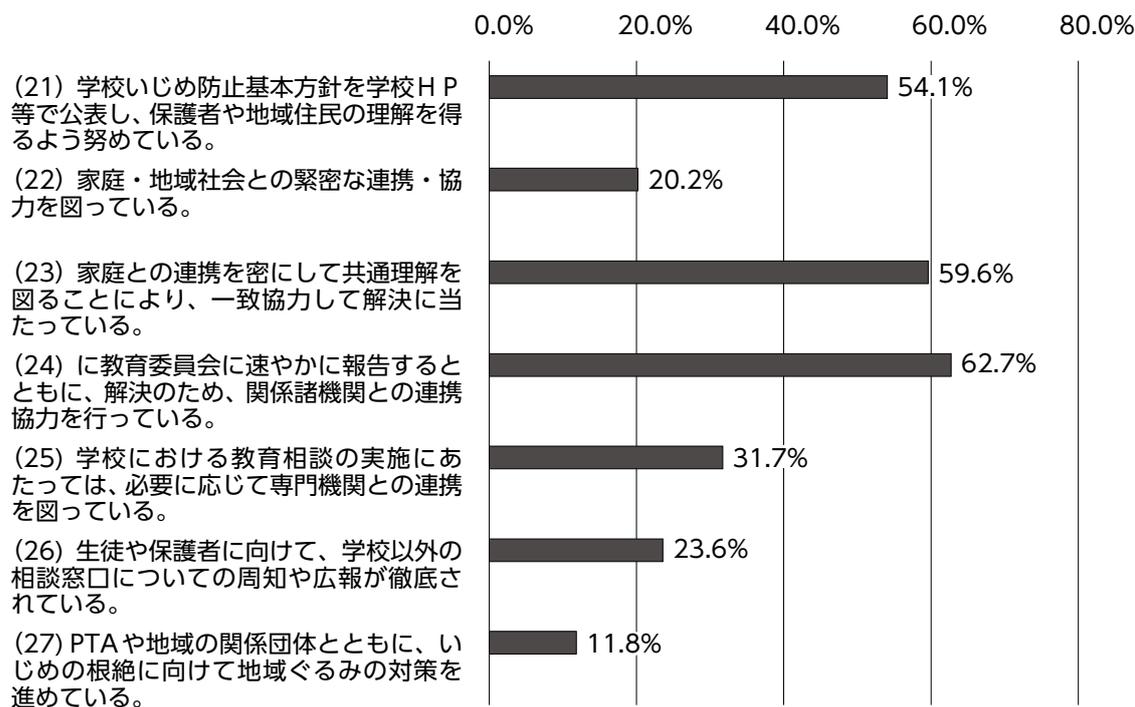
生徒指導について（「A 確実にできている」と答えた割合）



早期発見・早期対応（「A 確実にできている」と答えた割合）



家庭、地域社会及び関係機関との連携（「A 確実にできている」と答えた割合）



取組の方向 9 教員が笑顔になり、その先にいる子供たちも笑顔になれる学校における働き方改革の推進

現状と課題

- 文部科学省は、教員の勤務実態を実証分析するため、平成 28 年度と 29 年度の 2 か年について勤務実態調査を実施した。
- 平成 29 年 4 月に公表された速報値によれば、平成 18 年度に実施した調査結果と比較すると 1 週間当たりの学内総勤務時間数は、いずれの職層においても増加傾向にあることが明らかになった。
- 平成 29 年 5・6 月に、働き方改革に関する関係団体等のヒアリングが行われ、全日本中学校長会は、
 - ・教員にしか担えない業務の明確化と本来業務に専念できる教育環境を構築
 - ・勤務時間管理を徹底するため、タイムレコーダーの導入
 - ・チーム学校の早期実現と教職員定数の改善による一人当たりの授業時数の削減
 - ・部活動指導員を雇用できるよう人材登録等のシステム構築と今後の部活動の在り方について社会全体への周知等を働き方改革推進のための要望事項として伝えた。
- 平成 29 年 12 月には、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」が取りまとめられ、この内容を踏まえ、文部科学省において、業務の役割分担・適正化を進めるための方策や時間外勤務の抑制のための措置等を内容とする「学校における働き方改革に関する緊急対策」が取りまとめられた。
- 平成 30 年 2 月には、スポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」同年 12 月には、文化庁より「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。
- 平成 31 年 1 月には、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられた。また、同年 3 月に、勤務時間管理の徹底、業務の明確化・適正化、組織運営体制の在り方などを内容とする事務次官通知が発出され、各教育委員会等において、「学校における働き方改革」の実現に向けた制度改正や新たな制度設計が推進されることとなった。様々な施策が実行される中、12 月には給特法の一部を改正する法律が可決、成立した。また、本法成立にあたって、衆参両院の文教科学委員会により示された附帯決議には、「学校における働き方改革」を推進するための配慮事項として具体的な方策や検討事項が盛り込まれた。
- このように学校における働き方改革に関して、目まぐるしく状況が進展する中、令和元年 12 月に文部科学省から教育委員会における働き方改革のための取組状況調査の結果が公表された。その結果、中学校の教員は、依然、厳しい勤務状況にあることが明らかになった。

勤務時間の上限に関するガイドラインにおいて示された超過勤務の上限の目安時間一か月あたり 45 時間以内に関しても、45 時間以下とした割合は、昨年度と比較して増加しているものの 6 割以上が 45 時間を超えている。また、在校時間の把握方法について、タイムカード等、客観的

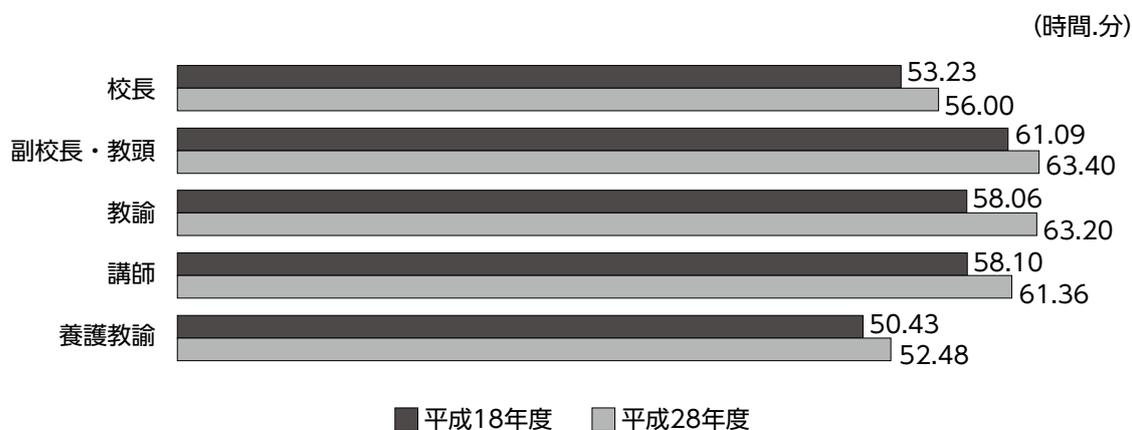
な方法で把握している市区町村教育委員会は5割弱であり、地域差があることも明らかになった。

- 勤務時間の縮減を推進するためには、学校が「〇〇教育」等の新たな教育課題に取り組む際には、スクラップ・アンド・ビルドによる業務量の調整が必要となってくる。しかし、このことについて、実施中、または検討中の市区町村教育委員会は、約6割にとどまっている。また、学校における働き方改革を外部の力を活用して推進していくためには、保護者や地域・社会の理解や協力を求めることが必要となってくるが、この取組を実施している割合も6割にとどまっている。

取組の必要性

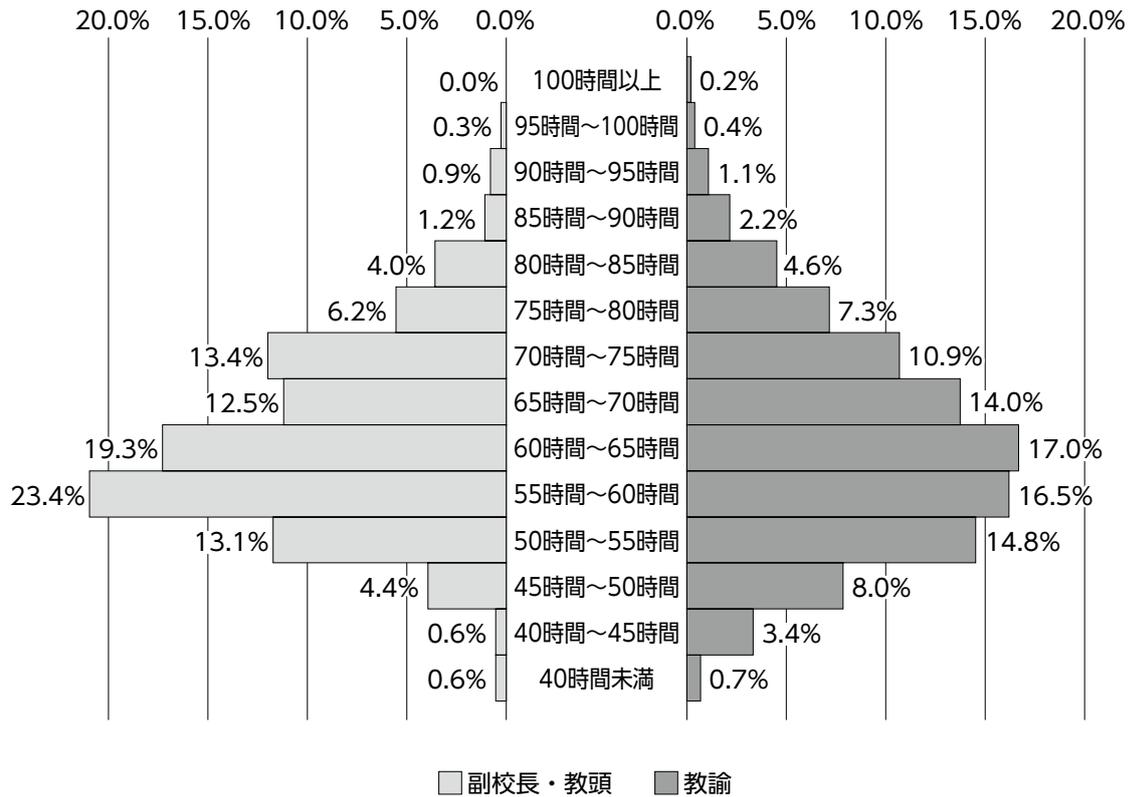
- これまで、高い成果をあげてきた我が国の義務教育において、国際的にも高い評価を得ている「日本型学校教育」を持続・発展させていくためには、その担い手である教員の長時間勤務に代表される教員の働き方を改革することは、喫緊の課題である。
- 「教育は人なり」と言われるように、これからの社会を創り出す子供たちの教育は教員に負うところが大きい。教員の仕事は、子供たちへの教育を通し、未来社会を創り出すことに他ならない。この崇高な目的を実現するために、教員は、日々、子供たちに向き合い、子供たちに学び、子供たちによりよい教育を提供していく使命がある。
- そのためには、教員が時間的にも精神的にもゆとりをもって、教員本来の業務に専念できる環境を社会全体で構築する必要がある。その環境の下、これまで学校教育において培われてきた指導技術等のレガシーを確実に次代に継承していく必要がある。
- 現在、働き方改革のための施策等を学校において、着実に実施するとともに、施策等の成果と課題について「現場の声」として発信し、更なる制度改善を求めていくことが、日々、使命感をもって子供たちのために働いている教員を笑顔にし、その先にいる子供たちも笑顔にすることにつながる。

教員の1週間当たりの学内総勤務時間（中学校）



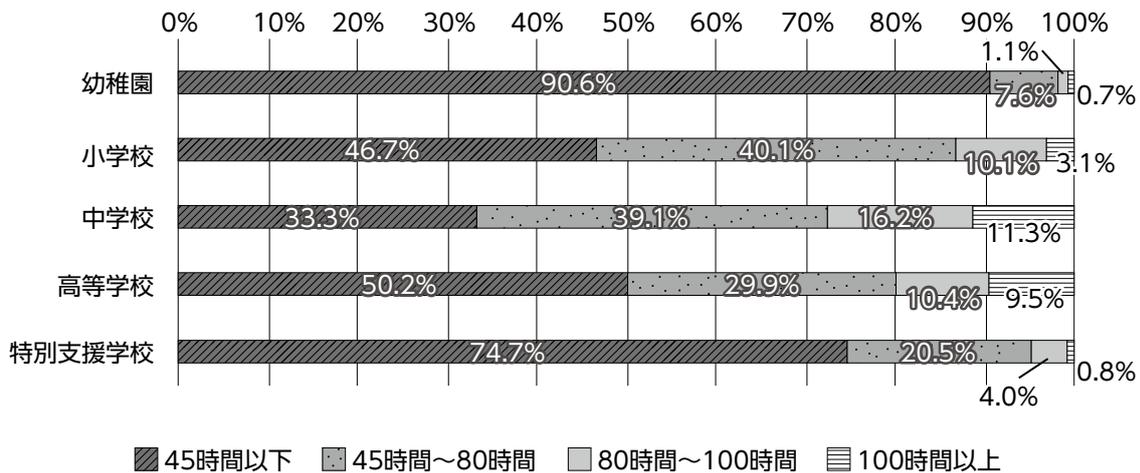
平成28年度教員勤務実態調査（文部科学省）より作成

1週間の学内総勤務時間（中学校）



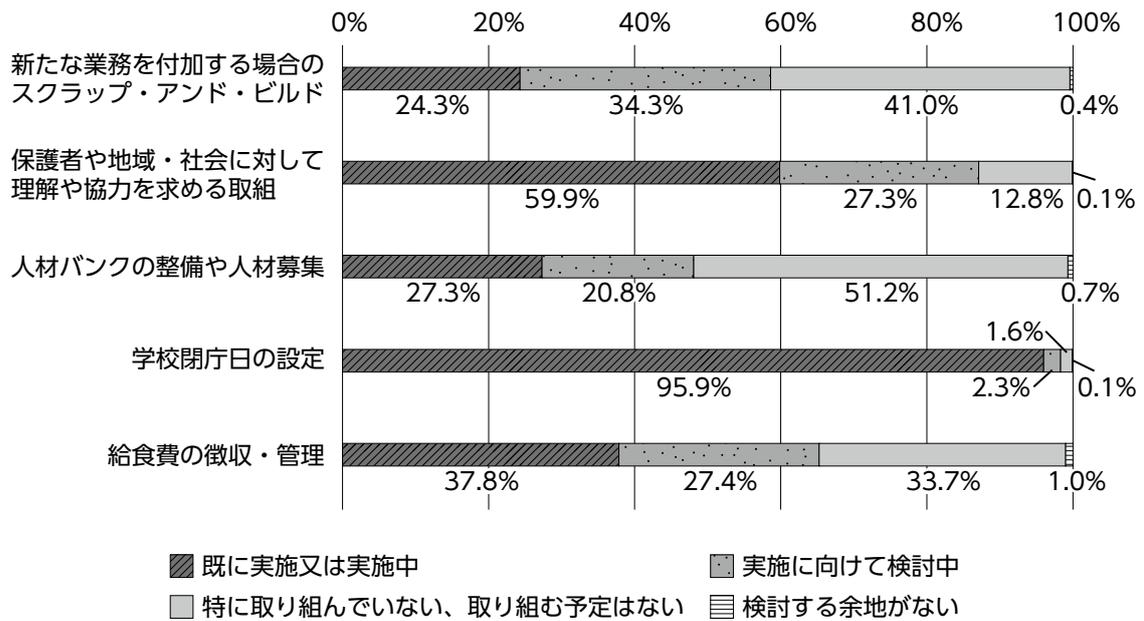
平成28年度教員勤務実態調査（文部科学省）より作成

令和元年6月における時間外勤務（参考値）



令和元年度教育委員会における働き方改革のための取組状況調査結果（文部科学省）より作成

市区町村教育委員会における取組状況



令和元年度教育委員会における働き方改革のための取組状況調査結果(文部科学省)より作成

取組の方向 10 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実

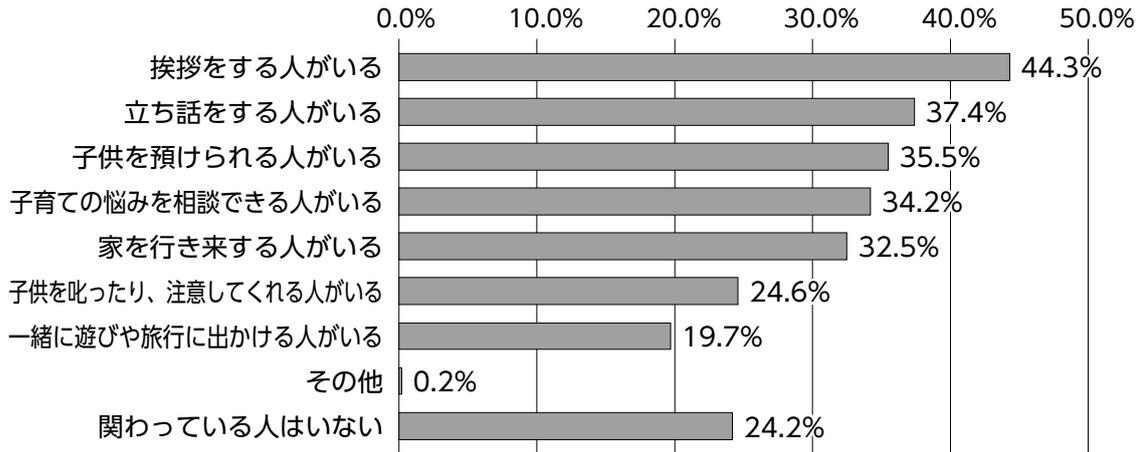
現状と課題

- 少子化や核家族化、都市化、情報化等の社会の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における教育力が低下していることが指摘されて久しい。このことを裏付けるように、児童虐待における通告児童数は、増加の一途をたどり、平成 30 年度の調査では、80,000 人を超えるに至った。
- 一方で、不登校、いじめ、SNS に起因する問題をはじめ、学校が抱える課題は、より複雑化、困難化し、家庭や地域・社会の理解・協力なしでは解決困難な状況にある。また、新学習指導要領においては、教育目標やビジョンを地域の人々と共有し、地域と共にある学校を実現するために「社会に開かれた教育課程」を編成・実施することが求められている。
- 平成 28 年度の文部科学省が実施した家庭教育に関する委託調査からは、地域における人間関係の希薄化により、子供の教育に関して悩み苦しむ保護者の姿が見えてくるとともに、困難な状況にあっても子供の幸せを願い、子供をよりよく育てたいという保護者の姿が見えてくる。

取組の必要性

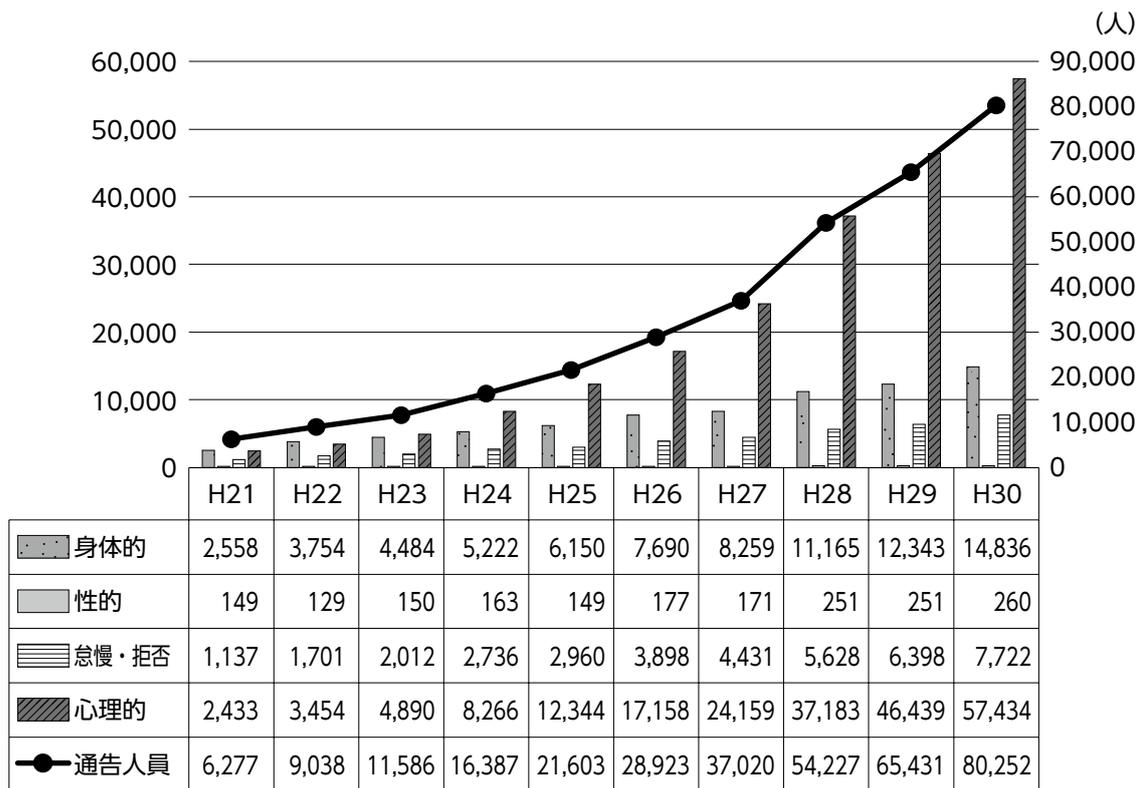
- 子供たちをよりよく育てたい、子供たちにこれからの時代をたくましく生きていくための力を身に付けさせたいという願いは、保護者の願いであるとともに、社会全体の願いでもある。この願いに応えるためには、学校のみならず社会総がかりで教育を進めていく必要がある。
- そのためには、学校、家庭、地域がそれぞれの果たすべき役割を分担し、子供たちの教育に取り組んでいくことが社会総がかりで教育を進めるあるべき姿である。しかし、このことを実現するには、家庭や地域の教育力低下が指摘されている現況では、難しい状況にある。
- あるべき姿に近付くためには、教育委員会等の支援を受けながら学校が核となり、家庭や地域・社会を教育の場に取り込んでいくことが必要である。そして、教師、保護者、地域住民といった立場を超え、同じ大人として、子供たちに何をすべきか、何ができるのかを共に考えることが大切である。
- そのための方策として、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の設置等について積極的に検討を進めることも必要である。

地域の中での子供を通じた付き合い



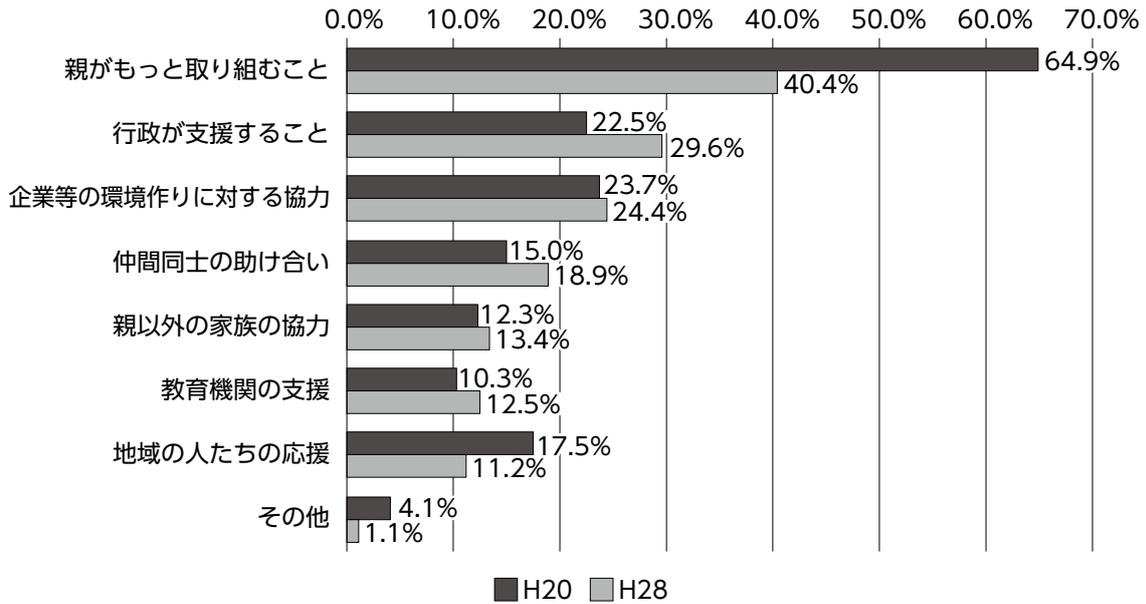
平成28年度文部科学省委託調査報告書より

児童虐待における通告児童数



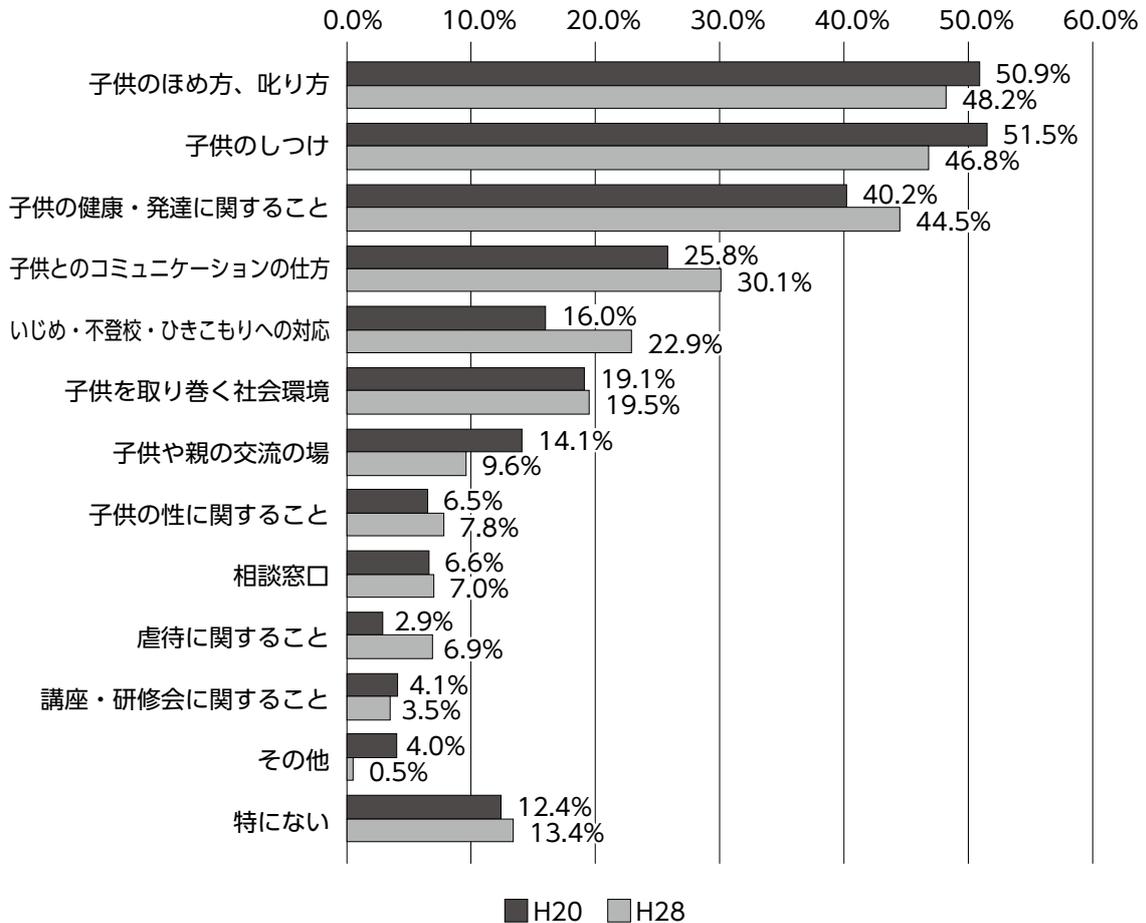
警察庁の統計資料より

家庭教育充実のために必要だと思うこと



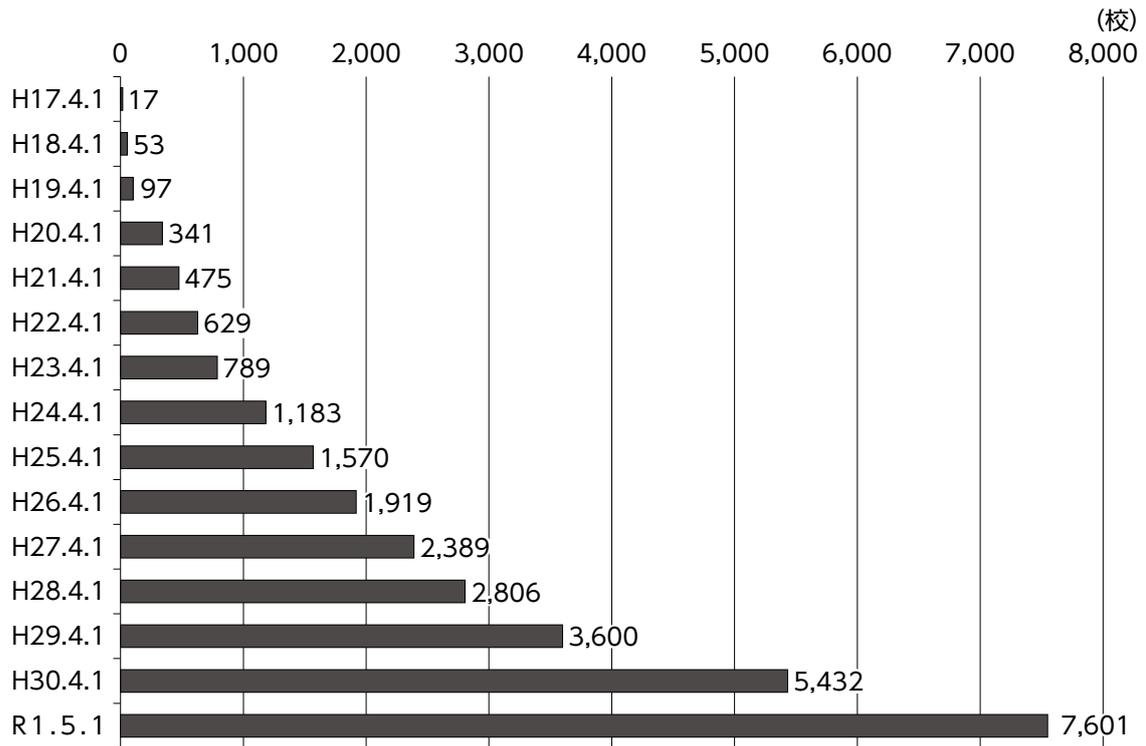
平成28年度文部科学省委託調査報告書より

家庭教育に関して知りたい情報



平成28年度文部科学省委託調査報告書より

コミュニティ・スクールの導入状況（学校数）



コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（文部科学省）より

東海北陸地区大会 (第 59 回東海北陸中学校長会研究協議会 愛知大会)



近畿地区大会 (第 70 回近畿中学校長会研究協議会 兵庫大会)



第 3 章

10 の提言

全日中新教育ビジョンの体系（再掲）

未来を創る力	知	バランスの取れた「確かな学力」の育成	「確かな学力」の育成と生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実	提言 1	確かな学力
	徳	自他ともに尊重できる豊かな心の育成	道徳科を核とする道徳教育の充実	提言 2	道徳教育
			自分の生き方を見いだすキャリア教育の推進	提言 3	キャリア教育
			社会を生き抜く力と豊かな心を育てる体験活動の充実	提言 4	体験活動
	体	健康な心と体の育成	多様な視点からのスポーツ教育の推進と感性や想像力、創造性を育成する芸術教育の推進	提言 5	スポーツ教育・芸術教育
			生涯にわたり健康で安全に過ごすための資質・能力を育む健康教育・安全教育の充実	提言 6	健康教育・安全教育
力を育てる場	学校	生徒、保護者、地域の期待に応える学校	学校と社会の相互連携・協働を促進し、「生きる力」を身に付けさせるための教育課程の編成	提言 7	社会に開かれた教育課程
			生徒一人一人が安心して過ごすことのできる学校の実現	提言 8	いじめ防止
			教員が笑顔になり、その先にいる子供たちも笑顔になれる学校における働き方改革の推進	提言 9	働き方改革
	家庭・地域	学校を核とした社会全体で子供を育てる環境	家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実	提言 10	連携・協働

提言1 確かな学力

「確かな学力」の育成と生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 主体的・対話的で深い学びの実現を通して、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を育成する。
- 障害のある生徒、外国にルーツをもつ生徒、不登校生徒など、特別な配慮を要する生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させ、生徒の自立と社会参加を支援する。
 - ・ PDCA サイクルに基づく授業の工夫・改善に向けた不断の努力による学びの質の向上
 - ・ 「何が身に付いたか」を的確に捉え、次の学びに向かう学習評価の推進
 - ・ 読解力を含めた言語能力の育成
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 国際共通語である英語力の向上
 - ・ 特別支援教育の充実と交流教育の推進
 - ・ インクルーシブ教育の推進
 - ・ 一人一人の生徒の実態に応じた支援の充実
 - ・ いかなる状況下でも学びを保障するための ICT 環境の整備・充実

提言2 道徳教育

道徳科を核とする道徳教育の充実

- 多様な人々と互いを尊重し合いながら協働するとともに、社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識を育む。
- 人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて考えを深め、自らの生き方について考える力を育む。
 - ・ 「考え、議論する道徳」に向けた授業改善と評価の充実
 - ・ 外部人材の協力や支援を得るなど授業を豊かにするための取組
 - ・ 道徳教育推進教師を核とした機能的な協力体制の確立
 - ・ 全ての教育活動との関連を図った道徳教育の推進
 - ・ 道徳教育の充実に向けた学校、家庭、地域社会ぐるみの取組

提言3 キャリア教育

自分の生き方を見いだすキャリア教育の推進

- 社会における自分の役割や将来の生き方・働き方について主体的に考えさせる。
- 目標を立てて計画的に取り組む態度を育成する。
 - ・ 肯定的自己理解と自己有用感の獲得
 - ・ 興味・関心に基づく勤労観・職業観の形成
 - ・ 進路計画の立案と暫定的選択
 - ・ 生き方や進路に関する現実的探索

提言4 体験活動

社会を生き抜く力と豊かな心を育てる体験活動の充実

- 文化・生活体験、自然の素晴らしさや命の大切さを学ぶ自然体験、職場体験やボランティア活動等の社会体験を通して、豊かな心や人間性を育むとともに、感性を高め、人生や社会の在り方を創造的に考えることができる資質・能力を身に付けさせる。
 - ・ 生命の有限性や自然の大切さ、他者と協働することの重要性を実感できる体験活動の充実
 - ・ 望ましい勤労観・職業観を育成するための職場体験活動の充実
 - ・ 我が国及び郷土に対し、愛着と誇りをもつことのできる文化・生活等の体験活動の充実
 - ・ グローバル化の中で多様性を尊重し、互いのよさを生かそうとする態度を育てる体験活動の充実
 - ・ 達成感や自己有用感が実感できる体験活動の充実

提言5 スポーツ教育・芸術教育

多様な視点からのスポーツ教育の推進と感性や想像力、創造性を育成する芸術教育の推進

- 運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を身に付けさせる。

- スポーツを通じて、他者との関わりを学んだり、一つの目標を立てて、それに挑戦し、やり遂げることの意義を実感したりするとともに、ボランティア活動等を通じて、他者への共感や思いやりを育む。
- 文化芸術教育を通じて、感性や想像力、創造性を育成するとともに、我が国の文化と伝統について理解を深めさせる。

- ・ ガイドラインに基づく部活動の推進と望ましいスポーツ環境、文化的環境の提供
- ・ 「する」「見る」「支える」「知る」を具現化するための授業改善の推進
- ・ 部活動の意義を踏まえた持続可能な部活動の推進
- ・ 学校と地域が連携・協働した形での地域におけるスポーツ環境、文化的環境の整備
- ・ 豊かな感性や想像力、創造性を育成する教育の推進
- ・ 我が国の文化と伝統を理解し、継承しようとする態度を育成する教育の推進

提言6 健康教育・安全教育

生涯にわたり健康で安全に過ごすための資質・能力を育む健康教育・安全教育の充実

- 学校生活をはじめ、生涯にわたって健康で安全な生活を送るために必要な資質・能力を育む。
 - 健康情報や性に関する情報、新型コロナウイルス感染症など不測の事態に関する情報等を正しく選択して適切に行動できる資質・能力を育む。
 - 自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化による安全に関する環境変化を踏まえ、起こり得る危険を予見し、いかなる状況下でも自らの命を守り抜く資質・能力を育む。
- ・ 自分の体と健康に対して関心を高め、健康に過ごすための資質・能力を育む健康教育の推進
 - ・ 健康を意識した食に関する指導の充実
 - ・ 情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラル教育の推進
 - ・ いかなる状況下でも自らの命を守る自助とともに、自分自身が社会の中で何ができるのかを考えさせる共助の視点からの防災教育の推進

提言7 社会に開かれた教育課程

学校と社会の相互連携・協働を促進し、「生きる力」を身に付けさせるための教育課程編成

- 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育がよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介して、その目標を社会と共有する。
- 社会や世界に向き合い、関わり合い、生徒が自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確化し、総合的に育む。
- 学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現する。
 - ・教科横断的な視点に立った教育課程の編成と各学校における創意工夫
 - ・学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの実現
 - ・カリキュラム・マネジメントによる学びの質の向上と学校の特色の創造
 - ・学んだことをよりよい社会の実現のために積極的に活用しようとする態度の育成

提言8 いじめ防止

生徒一人一人が安心して過ごすことのできる学校の実現

- いじめは重大な人権侵害であるとともに、他者の人格を否定し、多様性を認めようとししない行為であり、これから目指す教育と対極にあることを認識し、その防止と解消に全力をあげて取り組む。
- 学習活動や学校生活の場となる学級において、安心して学習に取り組むとともに、安心して生活できるように学級経営の充実を図る。
 - ・いじめ防止対策推進法の遵守
 - ・S.C、S.S.W 等と連携した組織的対応による、いじめの早期発見と早期解消
 - ・互いに尊重し、認め合うとともに、対立の解消に主体的に取り組む態度の育成
 - ・教育委員会、児童相談所、子供家庭支援センター等、関係機関との連携強化
 - ・全ての教育活動との関連を図った道徳教育の推進（再掲）による「心の教育」と「自他の生命を大切にする教育」の充実
 - ・言語による自己表現力と他者理解力の育成
 - ・SNSの功罪を理解し、コミュニケーションツールとして正しく活用できる力を育む情報モラル教育の一層の充実

提言9 働き方改革

教員が笑顔になり、その先にいる子供たちも笑顔になれる学校における働き方改革の推進

- 教員が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動ができるように、これまでの働き方を見直す。
- 学校及び教員の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教員の専門性を生かしつつ、授業改善の時間や生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備する。
 - ・勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
 - ・業務の役割分担の明確化・適正化に向けた取組
 - ・ベテラン教員の指導技術等の共有・活用と若手教員への継承
 - ・時間を軸にした学校組織マネジメントの確立と推進
 - ・地域人材や関係機関との連携促進

提言10 連携・協働

家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実

- 地域と学校の連携・協働のもと、地域全体で子供たちの成長を支え、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図る。
- 家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化する。
- 地域と連携・協働して地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校への転換を図る。
 - ・「社会に開かれた教育課程」の理念を家庭、地域と共有
 - ・家庭、地域への働きかけを具体的に計画化
 - ・教育委員会、児童相談所、子供家庭支援センター等、関係機関との連携強化（再掲）

中国・四国地区大会（第53回中国・四国中学校長研究会 香川大会）



九州地区大会（第70回全九州中学校長研究大会 佐賀大会）



第 4 章

新会員の皆様へ

— しなやかでたくましい校長 —

このたびの校長への御昇任、誠におめでとうございます。また、全日本中学校長会の新会員となられた皆様を心より歓迎いたします。

私たち、全日本中学校長会（全日中）は、各都道府県中学校長会の連合体であり、全国 9,000 余名の公立中学校長を会員とする全国組織です。また、「実践もあり理論もある有言実行の教育の実践的専門家集団」として本ビジョンを指針として学校からの教育改革に取り組んでいます。

全日中の会員である私たち校長は、全ての生徒が「生きる力」を身に付け、変化の激しい予測困難な時代にあっても、自分の人生を自らの力で切り拓き、たくましく生き抜くことを願っています。また、生徒が生涯にわたって豊かな人生を送り、家庭や地域社会、国家の一員として活躍することにとどまらず、グローバル社会においても日本人としての誇りとアイデンティティをもち、国際社会の安定と平和、発展に寄与できる人間となることを願っています。

この子供たちに託した夢をかなえるため、私たち自身、「しなやかさ」と「たくましさ」を兼ね備えた校長でありたいと願っています。校長の「しなやかさ」とは、豊かな人間性に裏付けられた包容力とどのような状況にあっても適切かつ柔軟に物事に当たることのできる対応力です。校長の「たくましさ」とは、豊富な経験と知見、そして、教育者としての確固たる信念に基づく判断力、人の心を動かす表現力、社会の変化をいち早く的確にとらえ、進むべき道を見いだすことのできる先見性です。私たちは、しなやかでたくましい校長を目指すとともに、学校のあるべき姿を思い描きながら、教育改革の当事者としてリーダーシップを発揮し、教育活動の充実に取り組んでいます。

— 夢を描き、夢を語り合い、夢を実現できる学校 —

全国学力・学習状況調査の結果によれば、約 3 割の中学生が将来の夢や目標をもてずにいることが明らかになりました。

夢は、人々が人生を豊かに生きていくための原動力です。古の人々の夢の実現に向けた挑戦や努力の積み重ねの上に今の私たちの社会が築かれています。しかし、今、未来社会の担い手である子供たちが夢をもつことができずにいます。

子供たちの可能性を見だし、子供たちの夢を育み、子供たちの夢の実現を手助けすることは、未来に対する営みである教育そのものです。今こそ、子供たちと共に、夢を描き、夢を語り合い、夢を実現できる学校が必要ではないでしょうか。

詩人の安積得也さんの詩集の中に「明日へ」という詩があります。

はきだめに	えんど豆咲き
泥池から	蓮の花が育つ
人皆に	美しき種子あり
明日	何が咲くか

(安積得也『詩集 一人のために』より)

この詩にあるように、校長として、子供たちの可能性を信じ、子供たちの可能性を顕在化することができる学校でありたいと願っています。そのために、子供たちの可能性を信じ、子供たちに寄り添い、子供たちと共に成長できる教員を育てたいと願っています。そして、子供たちの小さな成長に大きな喜びを感じ、その喜びを保護者と分かち合い、学校と家庭、そして学校と地域との結びつきが更に広がり、強固になっていくことを願っています。

今、皆様の心の中には、子供たちと教職員による学びと成長の場である学校を託された者としての思いや願い、そして大きな夢が描かれていることと思います。夢は、その実現に向けて行動を起こした時、具体的な目標へと変わり、教職員の思いや願いのベクトルを校長の思いや願いと同じ方向に向けるための指針へと変わります。皆様一人一人の夢の実現を通して、子供たち一人一人が確実に「生きる力」を身に付け、未来社会に羽ばたくことができるように、最初の一步を踏み出してください。

併せて、皆様一人一人の夢を自身の言葉で、子供たちに、教職員に、保護者に、そして地域の方々に伝えてください。言葉にして伝えることによって、はじめて夢を共有することができます。託された学校という場を使って子供たちに何ができるのか、教職員、保護者、地域住民、…それぞれの立場から、また、立場を超えて同じ大人として子供たちに何ができるのか、大いに語り合い、その描く夢を大きく膨らませてください。そして、その大人の姿を通して、子供たちに夢を描くことの素晴らしさと大切さを伝えてください。

おわりに

「全日中新教育ビジョン」を策定するにあたり、様々な御意見をお寄せいただいた各都道府県全日中理事の皆様にご心より感謝申し上げます。いただいた御意見を踏まえ、5月に初版を公表いたしました。その後、内容等を精査し、加筆・修正を加えるとともに、新たにデータを追加いたしました。

また、第4章「新会員の皆様へ」につきましては、前回のビジョンの第4章と同様に、校長に向けたメッセージを、という御意見に基づき、新たに書き起こしました。

「全日中新教育ビジョン」を皆様の傍らに置いていただき、学校経営の一助として御活用いただければ幸いです。

取組の方向 1

- ・全国学力・学習状況調査（文部科学省）
- ・OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）～ 2018 年調査国際結果の要約～
- ・今後の英語教育の改善・充実方策について（報告）
- ・英語教育実施状況調査（文部科学省）
- ・日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
- ・特別支援教育資料（文部科学省）
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
- ・平成 30 年度調査研究報告書（全日本中学校長会）

取組の方向 2

- ・今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）
- ・「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）
- ・道徳に係る教育課程の改善等について（答申）
- ・平成 30 年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（文部科学省）

取組の方向 3

- ・今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）
- ・平成 31 年度労働力調査（総務省）
- ・平成 28 年度子供・若者白書

取組の方向 4

- ・今後の青少年の体験活動の推進について（答申）
- ・青少年の体験活動等に関する意識調査（国立青少年教育振興機構）
- ・職場体験・インターンシップ実施状況調査（国立教育政策研究所）
- ・小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査（国立青少年教育振興機構）

取組の方向 5

- ・スポーツ基本計画の策定について（答申）
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- ・文化に関する世論調査（文化庁）
- ・体力・スポーツに関する世論調査（内閣府）
- ・子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）

取組の方向 6

- ・ かけがいのない自分 かけがえのない健康（文部科学省）
- ・ 学校保健の課題とその対応（財団法人 日本学校保健会）
- ・ 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援（文部科学省）
- ・ 子供の心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）
- ・ 食に関する指導体制の整備について（答申）
- ・ 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査の結果について（文部科学省）

取組の方向 7

- ・ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

取組の方向 8

- ・ 児童生徒の問題行動・不登校生徒等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

取組の方向 9

- ・ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）
- ・ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）
- ・ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）

取組の方向10

- ・ チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）
- ・ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）

この「全日中新教育ビジョン 学校からの教育改革」

は、全日本中学校長会の関係者に配布する内部資料

です。関係者の方以外の利用は全日本中学校長会の

承認が必要です。

全日中ホームページはこちらから→
<https://www.zennichu.com/>



全日中新教育ビジョン
「学校からの教育改革」

令和2年10月 第2版 発行

編集・発行 全日本中学校長会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-22-13
全日本中学校長会館
T E L 03-3580-0604
F A X 03-3580-0746
e-mail znck-jimukyoku@zennichu.org

印 刷 株式会社 山 越
T E L 03-6435-3377
F A X 03-6435-3378